

氷川町国土強靱化地域計画

令和2年3月策定
令和7年3月改定

熊本県氷川町

目 次

第1章 序論	1
1 計画の概要	
2 本町の地域特性	
第2章 基本的な考え方	9
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第3章 脆弱性評価	12
1 評価の枠組み等	
2 評価結果	
第4章 強靱化の推進方針	15
第5章 計画の推進	48
(別 紙)	
1 脆弱性評価結果	53
2 強靱化推進方針に基づく取組一覧	88

第1章 序論

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が制定、平成26年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「国基本計画」という。）が策定され、様々な取組みが進められてきましたが、激甚化・頻発化する気象災害やインフラの老朽化等に適切に対応するため、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、国土強靱化の取組の加速化・深化が図られています。

また、熊本県（以下、「県」という。）においても、平成24年の熊本広域大水害や平成28年熊本地震（以下、「熊本地震」という。）のような大災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、「熊本県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）が平成29年10月に策定されましたが、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、令和3年12月に県地域計画の改定が行われています。

本町では、東日本大震災以前から、防災施設や資機材等の整備に加え、地域防災力の向上を重視し、地区づくりや自主防災組織の育成・強化等の事業に取り組む中、熊本地震という大規模災害の経験を踏まえ、あらゆる事態を想定した備えを更に推進していくことが重要であるとの考えから、令和2年3月に「氷川町国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定しましたが、今後想定される日奈久断層帯における地震や、あらゆる大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長発展を実現するため、国や熊本県の強靱化推進の動向を踏まえて本計画を見直し、国土強靱化の取組みを更に推進していくこととします。

(2) 計画の位置付け

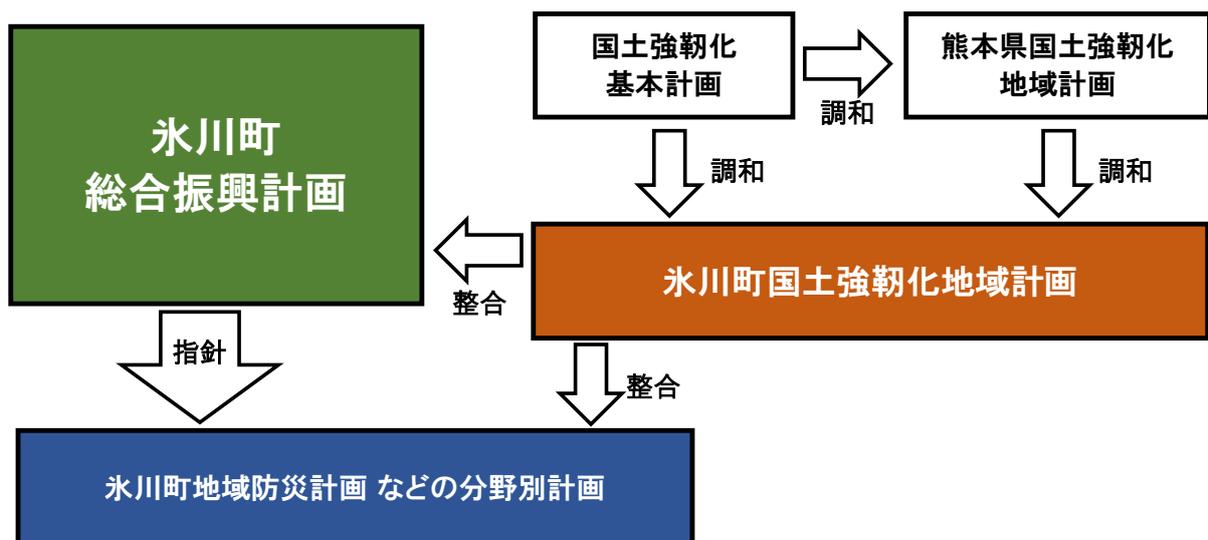
本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本町における国土の強靱化の指針として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、国基本計画及び県地域計画との調和を図りつつ、本町の地理・地形等の地域特性やこれまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとするとともに、氷川町地域防災計画や本町の基本方針である「氷川町総合振興計画（以下「町総合計画」という。）」との整合性をもつ計画として位置付けるものとします。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、大規模災害時の防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指します。

なお、対象とするリスクとしては、自然災害のほかに、テロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国基本計画及び県地域計画のいずれも、大規模な自然災害を対象としていることから、本計画においても、大規模な自然災害を対象として策定します。

<策定に当たっての地域計画と他の計画との関係>



(3) 地域防災計画との関係

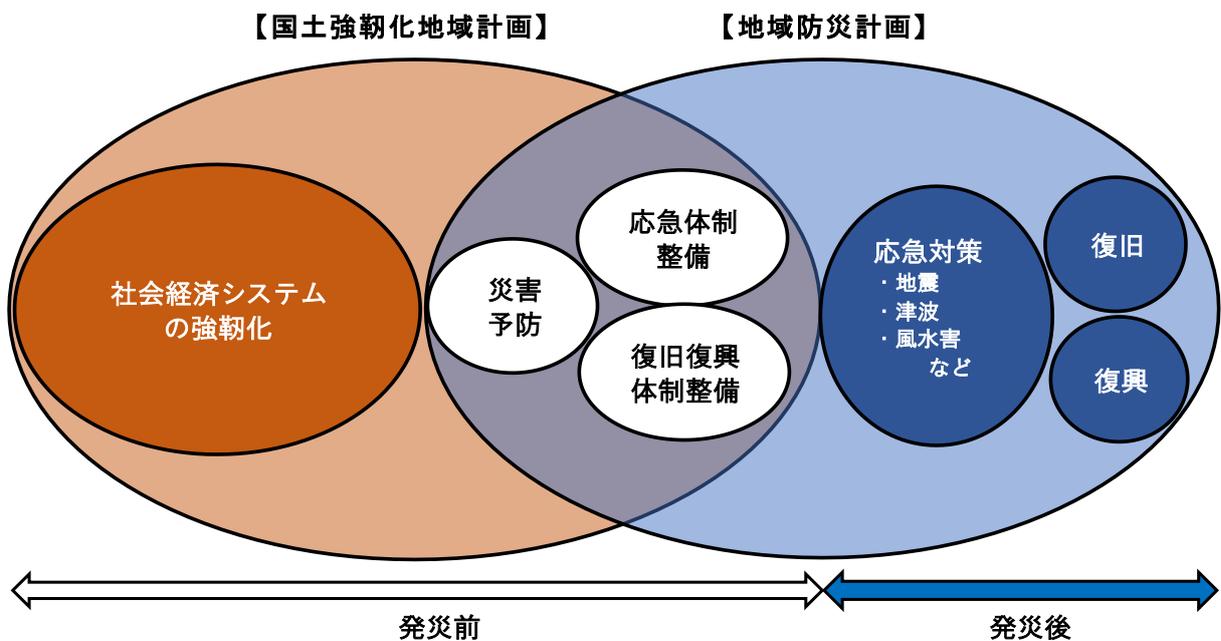
災害への対策という点で「国土強靱化」と「防災」は共通していますが、「防災」は、基本的には地震や洪水などのリスクを特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるもので、地域防災計画ではリスクごとに計画が立てられています。

一方、「国土強靱化」は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられる「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするもので、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるものです。

そのため、国土強靱化地域計画は、発災前における取組を対象としています。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定	災害の種類ごと
対象となる段階	災害発生前	災害発生前・発生時・発生後

< 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ図 >



(4) 計画期間

本計画は、国基本計画の考え方に準じて概ね5年ごとに見直すこととし、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しをおこなうこととします。

(5) 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次の手順により策定を行います。

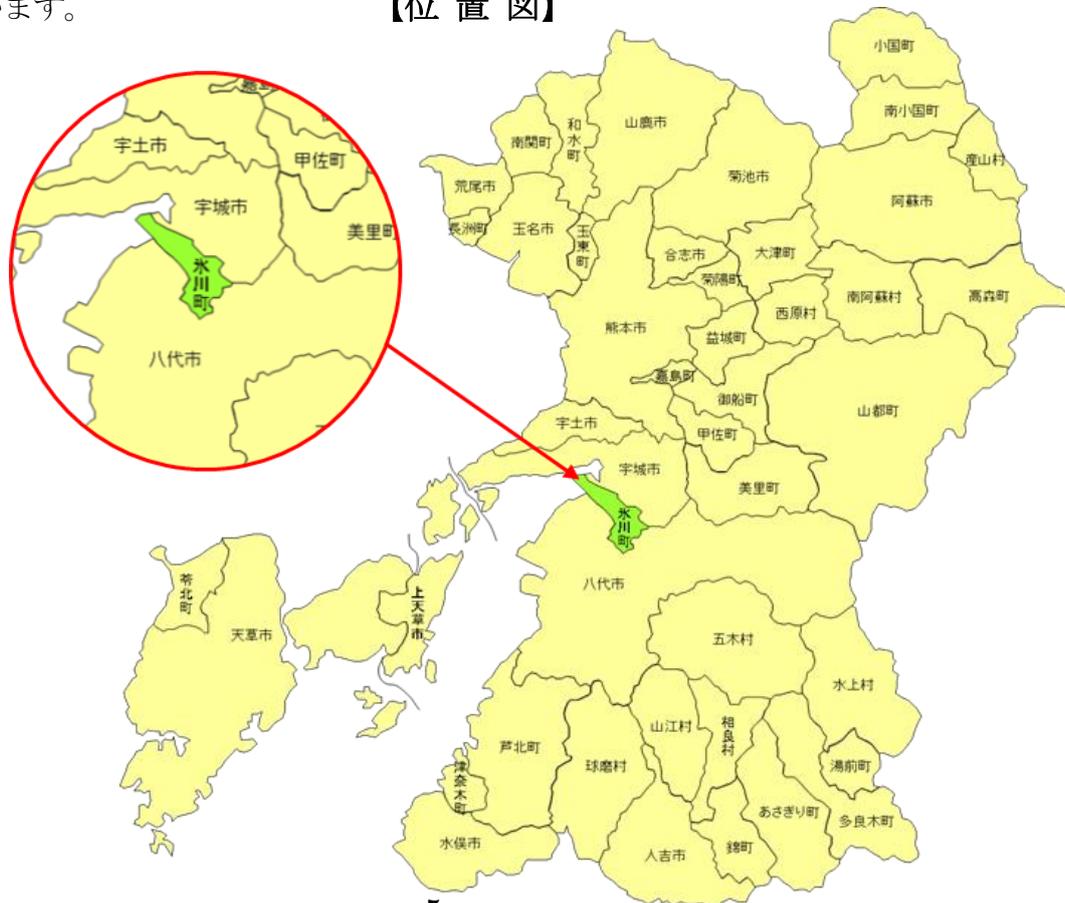
- ① 町を強靱化する上で事前に備えるべき目標を定めます。
- ② 目標の妨げとなる起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定します。
- ③ 各課において、最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討します。
- ④ 検討結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けた今後の推進方針について取りまとめます。
- ⑤ 推進方針に基づく取組及び取組施策の進捗管理の目安となる重要業績指標（KPI）を定めます。

2 本町の地域特性

(1) 地理的特性

本町は、熊本県のほぼ中央、熊本市から約 30 km南、八代地域の北部に位置し、北は宇城市、南は八代市に接しています。総面積は約 33 km²で、町の中央部を 2 級河川氷川が八代海へと流れており、南北に走る国道 3 号を境に、東部には山林、丘陵地帯、西部には「西の八郎潟」として全国に名を馳せる不知火干拓をはじめとした平坦地帯が広がり、八代海に面しています。低地は、町の約 6 割にあたり、標高 100m 以上の丘陵地は、町の東部にわずかしか分布していません。低地の大部分を占める干拓地は、非常に揺れやすい地盤であると言われています。土地の利用状況を見ると、令和 6 年度における地目別面積は、田が 1,390ha と最も多く、田と畑を合計した農地は 1,929ha で町の総面積の 5 割以上を占めています。一方、宅地は、微増傾向にあるものの、305ha で町の総面積の 1 割弱となっています。交通面では、町の東寄りを国道 3 号及び九州自動車道が南北に縦断し、宇城氷川スマートインターチェンジが立地しています。その他県道 14 号・338 号も町域を南北に走り、南北方向の道路が卓越しています。また、隣接する八代市には九州新幹線新八代駅や重要港湾八代港があるなど、産業・流通・観光面を含め、本町を取り巻く広域交通の環境は整ってきています。

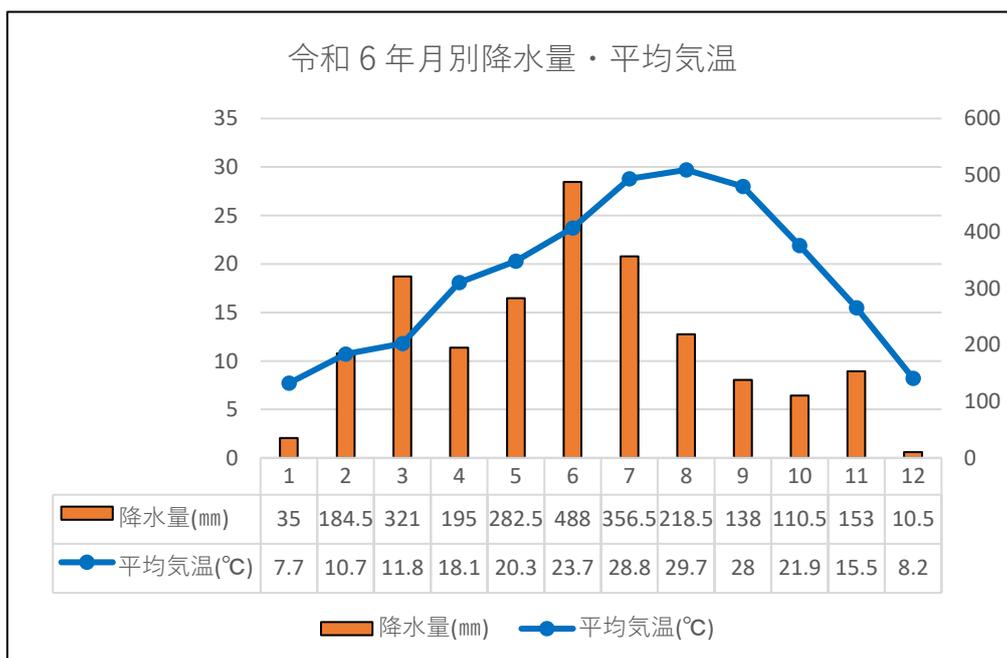
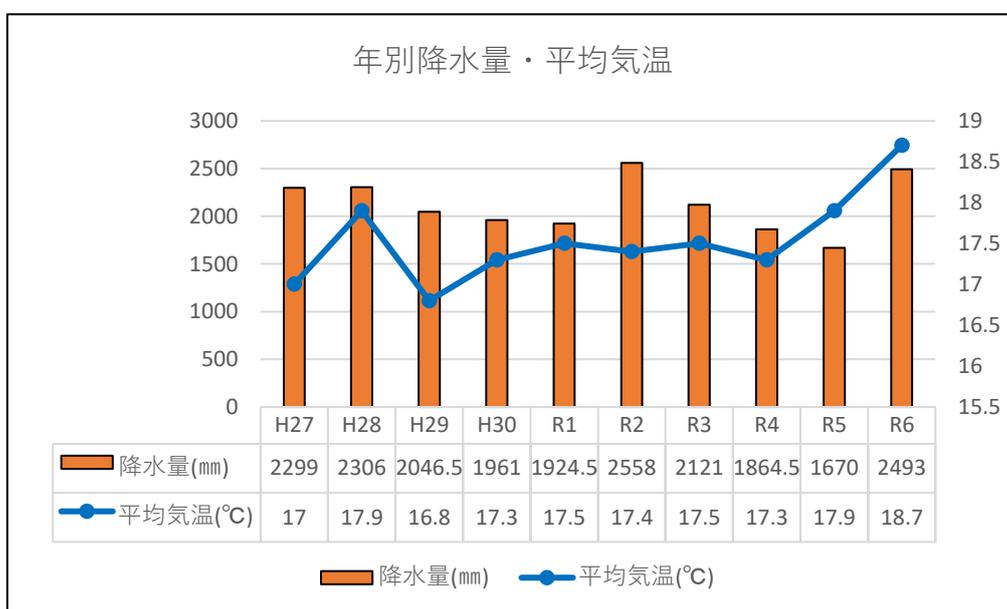
【位置図】



(2) 降水量・平均気温

本町がある八代地域は、平均気温が 18℃程度と県内では温暖な地帯に属していますが、夏は暑く冬は寒い内陸性の気候となっています。

また、熊本県は、九州山地の西側にあたるため、東シナ海からの暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい傾向にあります。気象庁の観測データによると、八代地域の平成 27 年（2015 年）における年間降水量は 2,299 mm、令和 6 年（2024 年）の年間降水量は 2,493 mm となっており、平均気温の上昇とともに増加傾向にあります。梅雨時期の降水量が特に多く、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなっています。



(3) 災害リスク

① 風水害

本町では梅雨時期に大雨が発生しやすい傾向にあります。停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、集中的な大雨を発生させることがあります。近年は、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、氷川をはじめとした河川の増水による洪水の危険に対しては、特に留意が必要です。更に、本町には、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりの危険がある箇所が多数存在しており、集中豪雨の際は、人的被害などの大規模な災害となるおそれがあります。

また、熊本県は、台風が九州の西岸に上陸する場合に大きな災害が発生しやすい傾向にあります。災害の種類としては風雨によるものは当然ですが、遠浅でV字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害が発生しやすく、本町においても、平成11年の台風18号により高潮が発生し、家屋や農作物等に甚大な被害を及ぼしていることから、十分な対策を講じる必要があります。

主な風水害の履歴

年月日	原因	被害状況
S40.8.6	台風15号による被害(現象不明)	8月6日上陸した台風15号は熊本県で被害を残し、死傷者48名を出した。竜北村でも家屋を中心に被害を受け、災害救助法の適用を受けた。(竜北町の歩みより抜粋)
S46.7.21	集中豪雨	7月21日～24日にかけて熊本県中部と南部を中心に局地的な集中豪雨に見舞われ、氷川流域でも甚大な被害を受けた。竜北村での被害は家屋の一部損壊6棟、床上浸水97棟、床下浸水630棟を数え、災害救助法が適用された。(竜北町の歩みより抜粋)
H3.9.27	台風(強風被害)	台風19号が上陸し、竜北町でも風速40mを超える強風にさらされた。全壊1件、半壊2件、被害額は約8億7500万円。(竜北町の歩みより抜粋)
H11.9.24 未明	台風18号	9月24日未明に熊本県牛深市付近に上陸した台風18号は、県内を風速30mから50mの暴風域に巻き込みながら九州を横断する形で北上した。八代海周辺では、猛烈な風と大潮による満潮が重なり、高潮が発生した。氷川、鏡川、野崎海岸においても、これまでにない規模の高潮に見舞われ、家屋農作物に甚大な被害をもたらした。全壊6件、半壊35件、床上浸水104件、床下浸水436件。(熊本県平成11年発生氷川・鏡川・野崎海岸災害復旧助成事業より抜粋)

資料：「氷川町地域防災計画 Ver. 1.0」

② 地震

平成 28 年熊本地震では、4 月 14 日に熊本県熊本地方を震央とするマグニチュード 6.5 の前震が発生し、益城町と西原村で震度 7（本町は震度 5 強）を観測、その後の 4 月 16 日にはマグニチュード 7.3 の本震が発生し、益城町で震度 7（本町は震度 6 弱）を観測しました。益城町を中心に熊本地方一帯が甚大な災害を受け、本町でも、これまで経験したことのない多くの被害が生じました。

本町に直接影響を及ぼす活断層としては、町の直下を南北に縦断する「布田川・日奈久断層」がありますが、先述の平成 28 年熊本地震については、前震が日奈久断層帯の北端部の活動、本震が布田川断層帯（布田川区間）の活動によるもので、隣接する 2 つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられています。地震調査研究推進本部による長期評価では、日奈久断層帯（八代海区間）、日奈久断層帯（日奈久区間）が S ランク（活動の可能性が高い）、布田川断層帯（宇土半島北岸区間）、布田川断層帯（宇土区間）、日奈久断層帯（高野ー白旗区間）は同評価で X ランク（不明）となっており、熊本地震あるいはそれ以上の地震への警戒が必要です。

③ その他

本町の北東部に阿蘇山、北西部に有明海を隔てて雲仙岳という火山があり、現在も活動を続けています。溶岩や噴石等による直接的な被害の可能性は低いと考えられますが、降灰による交通麻痺、農作物等への被害、健康被害等の間接的な被害に警戒が必要です。

また、個々の災害が同時期に発生する複合的な災害も、重大な危機として認識しておく必要があります。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

本町の目指すまちの将来像「小さなまちで、大きな幸せを感じる 田園都市・氷川」、及び国基本計画及び県地域計画に示す基本目標を踏まえ、本町の強靱化の基本目標を次のとおりとします。

基本目標

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能とすること

(参 考)

氷川町総合振興計画

(目指す将来像)

「小さなまちで、大きな幸せを感じる 田園都市・氷川」

(基本構想方針)

- 1 安心して暮らすことができ、幸せを実感できる「田園都市・氷川」の実現を目指します
- 2 小さな町ならではの誇りと輝きを未来へ受け継ぐ「持続可能な氷川町」を目指します
- 3 住民と行政が手を取り合い、協働でまちを運営する「自治と協働のまち」を育んでいきます

国土強靱化基本計画 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

熊本県国土強靱化地域計画 基本目標

- ① 県民の生命を守ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 九州を支える防災拠点として機能すること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進します。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みを進めます。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的に取組みを進めます。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげる取組みを進めます。
- ④ 大規模災害に備え、県や県内市町村との連携だけでなく、国や県外の自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制の整備を進めます。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を進めます。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（町民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用や既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用を図ることにより、効率的かつ効果的に施策を進めます。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- ⑦ 人命保護の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めます。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じます。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み等

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第1章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とします。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」が、県地域計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と49の「起きてはならない最悪の事態」が設定されています。

本計画では、両計画と本町の地域特性を考慮して、次のとおり8つの「事前に備えるべき目標」と43の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
	1-3 津波等による死傷者の発生
	1-4 突発的又は長期的な浸水による死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-3 防災拠点の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	食料等の安定供給の停滞
	5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力等エネルギーの長期間にわたる供給停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う大規模火災の発生による死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
	7-4	農地・森林等の被害による町土の荒廃
	7-5	火山噴火による地域社会への影響
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	被災者の生活再建が遅れる事態
	8-4	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が遅れる事態
	8-5	広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が遅れる事態
	8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-8	風評被害等による地域経済等への影響

(3) 脆弱性評価と施策の推進方針

設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、本町の現状と課題を整理・分析する「脆弱性評価」を行い、その結果（別紙1）をもとに、「施策の推進方針」と「強靱化推進方針に基づく取組一覧」（別紙2）を定めました。

2 評価結果

脆弱性の評価結果は別紙1、評価結果のポイントは以下のとおりです。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的防災体制整備が必要

防災施設・設備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源には限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要があります。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えません。特に、行政や情報通信等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響が甚大となります。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要があります。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたっており、施策の着実な推進には、各主体が連携して対応することが重要となります。そのため、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じて、その実効性を確保しておく必要があります。また、大規模災害時は、町内だけでの対応は困難であることから、大規模災害に備え、平時から国や県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要があります。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や町・県だけでは対応が行き届かない状況が生じるため、自助や共助による対応が不可欠となります。また、個々の施策の実施主体は、町や県だけではなく、民間事業者、NPO、町民など多岐にわたりますが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPOとの連携が重要となるため、平時から連携体制を構築しておく必要があります。

第4章 強靱化の推進方針

本町は、第1章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は高潮による被害も発生しやすいといえます。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯など複数の断層帯が近傍に存在し、今後も直下型地震が発生する可能性があります。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとします。

1 直接死を最大限防ぐ

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設下水道課】

- 木造住宅の耐震化を促進するため、県と連携し住宅の耐震化に対する住民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等を進める。

(宅地の耐震化) 【建設下水道課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、県と連携し、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(老朽空家の解体促進) 【建設下水道課】

- 空家等所有者へ空家等の適正な管理の意識付け・啓発を行い、老朽化による倒壊の危険性のある空家等については除却を促進する。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏ま

え、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務課】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、消防・警察勤務経験職員など災害対応を経験した職員の受け入れ体制等を整備する。

(交通施設の耐災性の強化)【総務課】

- 大規模災害時、交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

(公共建築物、学校施設の耐震化)

【総務課・企画財政課・建設下水道課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため県等と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を促進する。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化)

【総務課・福祉課・建設下水道課・地域振興課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

(要支援者対策の推進)【総務課・福祉課】

- 町の避難行動要支援者名簿や個別計画策定の充実を図るとともに、地区防災計画等で要支援者を把握されている地区と連携し、防災訓練の実施を図る。また、福祉避難所や避難所での対応が困難な要支援者などは、町内にある民間福祉施設へ避難できるよう協定の推進を図る。

(観光客の安全確保等)【地域振興課】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設にお

いて、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課・企画財政課・地域振興課】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校の災害対応の機能向上）【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（１－２）不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

（ガス設備の耐災性の強化）【総務課】

- 地震、水害等による大規模災害に備え、LPガス容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進やガス設備の新設又は取り換え時におけるガス放出防止型高圧ガスホース等の設置などのLPガス事業者における自主保安活動を積極的に促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、消防・警察勤務経験職員など災害対応を経験した職員の受け入れ体制等を整備する。

(交通施設の耐災性の強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

(公共建築物、学校施設の火災防止)

【総務課・企画財政課・建設下水道課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の火災倒壊等を防止するため、火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の防火設備の適切な維持管理を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の火災防止)

【総務課・福祉課・建設下水道課・地域振興課・各施設所管課】

- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、広域消防本部と連携し、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 町の避難行動要支援者名簿や個別計画策定の充実を図るとともに、地区防災計画等で要支援者を把握されている地区と連携し、防災訓練の実施を図る。また、福祉避難所や避難所での対応が困難な要支援者などは、町内にある民間福祉施設へ避難できるよう協定の推進を図る。

(観光客の安全確保等) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画財政課・地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童

生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(1-3) 津波等による死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施)【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、消防・警察勤務経験職員など災害対応を経験した職員の受け入れ体制等を整備する。

(海岸保全施設の整備等)【農地課】

- 津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、既存施設の長寿命化計画の策定・変更を行い、老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、消防団員など防災業務に従事する者の安全を確保するため、開口部の常時閉鎖型への改善や、速やかな閉口対応を可能とする水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等の整備を順次進める。

(円滑な避難のための道路整備)【建設下水道課】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(迅速な避難のための体制整備等)

【総務課・企画財政課・建設下水道課・教育委員会・その他全課】

- 津波・高潮災害の避難場所として防災公園の整備等を促進する。また、既存の大型店舗等、民間建築物も活用した避難場所確保の取組みを促進する。

- 住民が迅速に高台等へ避難できるよう、避難指示等の迅速な発令や住民への避難情報の伝達を行うための訓練を実施するなど、住民への情報伝達体制を充実・強化する。
- 津波・高潮の浸水が想定されている地域において、避難場所への避難手順、避難路、避難方法（原則徒歩）等を記載した防災マップの作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。

（要支援者対策の推進）【総務課・福祉課】（再掲）

- 町の避難行動要支援者名簿や個別計画策定の充実を図るとともに、地区防災計画等で要支援者を把握されている地区と連携し、防災訓練の実施を図る。また、福祉避難所や避難所での対応が困難な要支援者などは、町内にある民間福祉施設へ避難できるよう協定の推進を図る。

（観光客の安全確保等）【地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課・企画財政課・地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校の災害対応の機能向上）【総務課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(1-4) 突発的又は長期的な浸水による死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、消防・警察勤務経験職員など災害対応を経験した職員の受け入れ体制等を整備する。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【総務課・農地課・建設下水道課】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害が想定される河川の整備等、県とも連携しながらハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、町でのハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。さらに、県や他自治体と連携し、水防災意識の向上に向けた取組みを進める。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設下水道課】 (再掲)

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(避難指示等の適切な発令) 【総務課】

- 町において避難指示等が適切に発令されるよう、防災無線等を用いて、町における避難指示等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において5段階の警戒レベルの意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるように訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、5段階の警戒レベルを踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。
- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」(防災行動計画)の普及に取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。
- 日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、想定浸水深や避難場所などの防災標識(リアルハザードマップ)の整備を促進する。
- 一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、広域避難の必要性が生じた場合に、円滑に広域避難が実施できるよう、平時から準備・検討を促進する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課・企画財政課】

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、防災情報くまもと、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線やホームページ、またSNSなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 町の避難行動要支援者名簿や個別計画策定の充実を図るとともに、地区防災計画等で要支援者を把握されている地区と連携し、防災訓練の実施を図る。また、福祉避難所や避難所

での対応が困難な要支援者などは、町内にある民間福祉施設へ避難できるよう協定の推進を図る。

（観光客の安全確保等）【地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務課・企画財政課・地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校の災害対応の機能向上）【総務課・学校教育課】（再掲）

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（社会福祉施設等の水害対策強化）【福祉課】

- 大雨等による水害の発生時、社会福祉施設等の利用者が円滑で安全に避難できるよう、垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修等を促進する。

（1-5）大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、消防・警察勤務経験職員など災害対応を経験した職員の受け入れ体制等を整備する。

(土砂災害対策の推進) 【総務課】

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、県と連携し、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 町の避難行動要支援者名簿や個別計画策定の充実を図るとともに、地区防災計画等で要支援者を把握されている地区と連携し、防災訓練の実施を図る。また、福祉避難所や避難所での対応が困難な要支援者などは、町内にある民間福祉施設へ避難できるよう協定の推進を図る。

(観光客の安全確保等) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画財政課・地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【総務課・町民課・地域振興課】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も電気が使えるよう、住宅・事業所への太陽光発電設備と蓄電池の導入を促進し、「エネルギー面で強靱な防災型住宅」の普及を図る。また、防災拠点や避難所となる公共施設の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(ライフライン事業者との連携促進) 【総務課】

- ライフライン事業者と協定を締結して早期復旧のための連携を強化するとともに、優先的に供給(復旧)する重要施設をあらかじめ事業者と共有することでエネルギーの優先供給を受けられる体制の整備を図る。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課・地域振興課】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、住民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分(推奨1週間)の備蓄を促進する。

(町における備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等や、感染症対策に必要な物資の供給を迅速に行えるよう、必要な備蓄を促進する。

(民間企業・県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)

【総務課・町民課・福祉課・地域振興課】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。
- 大規模災害時に食料等が不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう協定等を締結し、供給体制の多重化、強化を図る。
- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、

実効性を強化する。

（医薬品等の確保）【町民課】

- 八代保健所の支援を受けて各関係機関と連携し、災害発生時に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、平常時から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【建設下水道課】

- 災害時の物資輸送ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（２－２）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（避難所の体制整備）【総務課・福祉課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化及びバリアフリー化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。
- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など、町における円滑な避難所運営体制の構築のため、新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた避難所運営マニュアル（町全体及び住民用）の策定及び更新を図る。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

（指定避難所等の確保及び周知）【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、災害の規模や新型コロナウイルス感染症対策等により、十分な受入れができないおそれがあるため、町において、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しと住民への周知徹底を図る。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【町民課】

- 定期的に避難所等を巡回し、避難者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて口腔ケア・歯科保健指導などの保健指導および健康相談を実施する体制の整備に努める。

（福祉避難所の円滑な運営）【福祉課】

- 大規模災害時、避難所が円滑に開設・運営がされるよう、新型コロナウイルス等の感染症対策も踏まえた福祉避難所運営マニュアルの充実や、関係機関との研修・訓練等の実施を図る。

（熊本DCATとの連携体制整備）【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)」が、迅速かつ適正な支援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、地区や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）【町民課】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時から県等と連携し、その発症リスクと予防法等についての防災教育や啓発に努める。

（２－３）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する県等と連携した取組み）【総務課】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県、町、関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリコプターを活用した防災訓練等に取り組む。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【農地課・建設下水道課】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務課・福祉課・地域振興課】

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域の自主防災組織の日頃の訓練などの取組みを行政区活動活性化交付金において支援する。

（浸水等への対策推進）【農地課】

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場をはじめとする農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

（２－４）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（消防施設の耐災性の強化）【総務課】

- 大規模災害時に町や広域消防本部等の消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進に取り組む。

（消防の災害対処能力の強化）【総務課】

- 広域消防本部において、大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、救助用資機材等の整備や充実を図るとともに、職員の研修体制を充実させ、実践的な訓練を反復実施する。

（自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備）【総務課】

- 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の役割について、訓練等を通して認識の共有を図る。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務課】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（消防団における人員、資機材等の整備促進）【総務課】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消

防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務課・福祉課・地域振興課】（再掲）

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。
- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域の自主防災組織の日頃の訓練などの取組みを行政区活動活性化交付金において支援する。

（救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備）【建設下水道課】

- 町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（緊急交通路の確保）【総務課】

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

（２－５）想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、関係機関との協定の締結を推進する。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務課・企画財政課】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、県や交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築) 【総務課】

- 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、県や関係機関、救助・救急等の活動や災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核SS（災害対応型給油所）制度の周知等を図る。
- 大規模災害時、民間給油施設が利用できない状況下において、迅速な救助活動を実施するため、県や関係機関と連携して燃料の備蓄に取り組む。

(活動に必要な燃料の供給) 【総務課】

- 応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を図るとともに、広域消防本部における国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補給車の整備を進める。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(医療救護活動の体制整備(応急医療体制の整備)) 【町民課】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、医療救護所の設置、救護体制の編成、出動について、八代保健所や医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と災害時の医療救護活動に関し、地域防災計画に基づいた氷川町災害保健医療連携体制を共有するなど、救護活動に係る医療従事者の派遣体制の整備に努める。

(実働機関のヘリコプターの活用) 【総務課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 町内における災害時の医療活動の支援ルートを確認するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築

を推進する。

(2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止) 【町民課】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に努める。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【町民課】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、県が策定する災害時における感染症・食中毒ガイドラインなどの活用を図るとともに、八代保健所等関係機関との連携体制を整備する。
- 定期的に避難所等を巡回し、避難者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて口腔ケア・歯科保健指導などの保健指導および健康相談を実施する体制整備に努める。

(エコノミークラス症候群の予防) 【町民課】 (再掲)

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時から県等と連携し、その発症リスクと予防法等についての防災教育や啓発に努める。

(生活水の確保) 【総務課・町民課】

- 大規模災害時にトイレ等の生活水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活水の確保について啓発を行う。
- 町と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(下水道BCPの充実) 【建設下水道課】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援等により下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速や

かに排除・処理する体制を整える。

(2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(バリアフリー等の防災機能強化) 【総務課・福祉課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化及びバリアフリー化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【町民課】 (再掲)

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、県が策定する災害時における感染症・食中毒ガイドラインなどの活用を図るとともに、八代保健所等関係機関との連携体制を整備する。
- 定期的に避難所等を巡回し、避難者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者の心身の健康状態を考慮しながら、必要に応じて口腔ケア・歯科保健指導などの保健指導および健康相談を実施する体制整備に努める。

(熊本DCATとの連携体制整備) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム(熊本DCAT)」が、迅速かつ適正な支援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、地区や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者(車中泊者を含む)を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【町民課】 (再掲)

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時から県等と連携し、その発症リスクと予防法等についての防災教育や啓発に努める。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】

- 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を行う。

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・福祉課・教育委員会・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定を進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営

への協力、町の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の策定を促進する。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務課】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。

（自治体間の応援体制の構築）【総務課】

- 応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。
- 大規模災害時、応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

（防災訓練の実施）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、消防・警察勤務経験職員など災害対応を経験した職員の受け入れ体制等を整備する。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務課】

- 災害発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、職員参集訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

（3-3）防災拠点の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点となる施設の耐災性の強化）

【総務課・福祉課・地域振興課・教育委員会・各施設所管課】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

（防災拠点となる施設の分散化）【総務課・福祉課・地域振興課・教育委員会・各施設所管課】

- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として、また応急的な避難所や宿泊施設として竜北公園や立神峡公園の確保を行うとともに、管理者との連携強化を図る。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

（４－１）防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務課】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

（通信手段の機能強化）【総務課】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国・県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

- 大規模災害時、通信を確保するため、通信指令システムの耐災性の強化及び統合型地理情報システム（GIS）の活用など、通信基盤・施設の強化を推進する。

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設下水道課】

- 町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

（４－２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・企画財政課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、防災情報くまもと、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線やホームページ、またSNSなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（通信手段の機能強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国・県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

- 大規模災害時、通信を確保するため、通信指令システムの耐災性の強化及び統合型地理情報システム（GIS）の活用など、通信基盤・施設の強化を推進する。

（４－３）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

（避難指示等の適切な発令）【総務課】（再掲）

- 町において避難指示等が適切に発令されるよう、防災無線等を用いて、町における避難指示等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において５段階の警戒レベルの意味や重要性の周知・啓発を進める。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務課】（再掲）

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、５段階の警戒レベルを踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。
- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」（防災行動計画）の普及に取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。
- 日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、想定浸水深や避難場所などの防災標識（リアルハザードマップ）の整備を促進する。
- 一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、広域避難の必要性が生じた場合に、円滑に広域避難が実施できるよう、平時から準備・検討を促進する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務課・企画財政課】（再掲）

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国か

ら町が直接受信する Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達する Lアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

- 住民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、防災情報くまもと、県防災情報メールサービスについて住民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線やホームページ、また SNS などを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（通信手段の機能強化）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国・県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。
- 大規模災害時、通信を確保するため、通信指令システムの耐災性の強化及び統合型地理情報システム（GIS）の活用など、通信基盤・施設の強化を推進する。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

（5-1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

（金融機関や商工団体等との連携）【地域振興課】

- 大規模災害時、被災中小企業の事業再建を促すため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工会などとの連携を推進する。また、中小企業への情

報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた支援制度の創設などを行うとともに、商工会と連携し相談支援体制の充実を図る。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】 (再掲)

- 災害時の物資輸送ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【企画財政課・建設下水道課】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

(5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(エネルギー供給に向けた燃料供給体制の構築) 【総務課・地域振興課】

- 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の途絶を防ぐため、県や関係機関、救助・救急等の活動や災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料拠点となる中核SS（災害対応型給油所）制度の周知等を図る。

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備)

【建設下水道課】

- 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【農地課】

- 地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設等の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設等の計画的な整備、及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

(災害時の集出荷体制の構築) 【農地課・農業振興課】

- 大規模災害時の農作物等の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを推進、支援するとともに、農道等の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農業振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化型ハウス、防風施設等気象災害軽減施設等の導入を促進する。

(漁船の繫留施設の防災対策) 【農業振興課】

- 大規模災害時の漁船繫留施設の耐災性の強化を促進する。

(共済・収入保険加入の促進) 【農業振興課】

- 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう農業及び漁業共済加入を促進する。

(5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(5-5) 食料等の安定供給の停滞

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)

【総務課・町民課・福祉課・地域振興課】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。
- ライフライン事業者と協定を締結して早期復旧のための連携を強化するとともに、優先的に供給（復旧）する重要施設をあらかじめ事業者と共有することでエネルギーの優先供給を受けられる体制の整備を図る。

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務課・地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、住民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設下水道課】（再掲）

- 災害時の物資輸送ルートを確保するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（5-6）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【総務課・町民課】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）【総務課・町民課】（再掲）

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 町と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6-1) 電力等エネルギーの長期間にわたる供給停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【総務課】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(県や関係機関との燃料供給体制の構築) 【総務課・地域振興課】

- 大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・L P ガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県や関係機関と連携し、災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核S S (災害対応型給油所) 制度の周知等を図る。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【総務課・町民課】 (再掲)

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき必要に応じた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【総務課・町民課】 (再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 町と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震等) 【建設下水道課】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を推進する。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進する。

(下水道BCPの充実) 【建設下水道課】 (再掲)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援等により下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画(BCP)の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(し尿処理体制の整備) 【町民課・建設下水道課】

- 災害時におけるし尿処理体制の停滞による衛生悪化を防止するため、迅速な処理体制の整備を推進する。
- 災害によるし尿処理施設の被害を最小限にとどめ、速やかな処理体制を確保するため、施設の整備・増強を推進する。

(6-4) 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務課・企画財政課】 (再掲)

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、県や交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(施設の長寿命化、災害復旧事業の推進) 【農地課・建設下水道課】

- 大規模災害時の長期間にわたる機能不全を防ぐため、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設の整備及び長寿命化計画の策定・変更を行い老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1) 地震に伴う大規模火災の発生による死傷者の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設下水道課】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の建て替え等を促進し、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、広域消防本部と連携し、普及促進を図る。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務課】 (再掲)

- 広域消防本部において、大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、救助用資機材等の整備や充実を図るとともに、職員の研修体制を充実させ、実践的な訓練を反復実施する。

(自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時等、自衛隊、警察、消防などの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の役割について、訓練等を通して認識の共有を図る。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(消防団における人員、資機材等の整備促進) 【総務課】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する

機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（7-2）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【建設下水道課】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。

（被災建築物等の迅速な把握）【建設下水道課】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体等と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保する。

（交通安全施設の耐震化等）【総務課】（再掲）

- 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を行う。

（7-3）有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

（有害物質の流出対策等）【総務課・町民課】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故等の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備に取り組む。

（NBC災害に対応する資機材の整備）【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、広域消防本部において、化学物質等による特殊災害（NBC災害）に対応する資機材の整備を進める。

(7-4) 農地・森林等の被害による町土の荒廃

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農地課】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進) 【農業振興課】

- 鳥獣被害による農地等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民が主体となって「被害防除」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進する。

(適切な森林整備の推進) 【農業振興課】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調整など森林がもつ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適正な森林整備を推進する。

(中山間地域の振興) 【農地課】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

(7-5) 火山噴火による地域社会への影響

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務課】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、消防・警察勤務経験職員など災害対応を経験した職員の受け入れ体制等を整備する。

（共済・収入保険加入の促進）【農業振興課】（再掲）

- 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう農業及び漁業共済加入を促進する。

（農業施設の耐候性等の強化）【農業振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化型ハウス、防風施設等気象災害軽減施設等の導入を促進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（8-1）災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態

（災害廃棄物処理体制等の構築）【町民課】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画に基づく体制の強化を図る。

（8-2）復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（学校における人材の育成）【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、町と社会福祉協議会並びに県社会福祉協議会が平時より災害ボランティアセンターの設置、情報提供窓口の設置、被災者支援に関する情報共有、災害ボランティアの募集及び受入、活動の調整及び運営などの訓練を行い、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、体制の強化を図る。
- 大規模災害時、町と社会福祉協議会が連携して被災者支援等に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、災害ボランティアの受入を前提とした連携体制の構築を促進するために、連携ガイドラインを作成する。

（罹災証明書の速やかな発行）【企画財政課・税務課】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から研修等により住家被害認定調査の目的や方法に関する知識や技術の習得を図るとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災建築物等の迅速な把握）【建設下水道課】（再掲）

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体等と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保する。

（被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備）【生涯学習課】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材の確保・育成と復旧体制の構築を図る。

（埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【生涯学習課】

- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

（８－３）被災者の生活再建が遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【企画財政課・税務課】（再掲）

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から研修等により住家被害認定調査の目的や方法に関する知識や技術の習得を図るとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（地理空間情報の整備）【税務課】

- 市内の多様な地理空間情報を共有し、適正に管理・更新を行うとともに精度の向上を図る。

（自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等）【総務課】

- 大規模災害時の被災者の生活再建が迅速かつ円滑に進むよう、住民に地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入促進を図る。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課】（再掲）

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、町と社会福祉協議会並びに県社会福祉協議会が平時より災害ボランティアセンターの設置、情報提供窓口の設置、被災者支援に関する情報共有、災害ボランティアの募集及び受入、活

動の調整及び運営などの訓練を行い、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、体制の強化を図る。

- 大規模災害時、町と社会福祉協議会が連携して被災者支援等に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、災害ボランティアの受入を前提とした連携体制の構築を促進するために、連携ガイドラインを作成する。

（相談体制の整備）【総務課・企画財政課・福祉課・その他全課】

- 大規模災害時に住民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

（金融機関や商工団体等との連携）【地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、被災中小企業の事業再建を促すため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工会などとの連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた支援制度の創設などを行うとともに、商工会と連携し相談支援体制の充実を図る。

（８－４）道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【建設下水道課】

- 町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（災害時の交通安全対策）【総務課】

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、災害時の交通規制等に関する交通安全教育の推進を図る。

（地理空間情報の整備）【税務課】（再掲）

- 庁内の多様な地理空間情報を共有し、適正に管理・更新を行うとともに精度の向上を図る。

(8-5) 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【農地課・建設下水道課】

- 大規模な浸水被害を防止するため、海岸・河川堤防等の施設の整備など、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

(8-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防火・耐震対策) 【生涯学習課】

- 大規模災害時に、国指定等文化財等が受ける被害を可能な限り減じるために、防火・耐震対策を進める。

(地域における共助の推進) 【総務課】

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。
- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携) 【総務課・教育委員会】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持) 【福祉課・地域振興課】

- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者（高齢者等）が孤立することを防止するため、社会福祉協議会と連携して、新型コロナウイルス感染症への対策も踏まえ、平時から各地区において「いきいきサロン」を実施し、被災者の見守りや孤立防止に資する体制の構築を図る。
- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取り組みを支援する。

(消防団における人員、資機材等の整備促進) 【総務課】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員(学生消防団員含む)の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(8-7) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【企画財政課・税務課】 (再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から研修等により住家被害認定調査の目的や方法に関する知識や技術の習得を図るとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(地理空間情報の整備) 【税務課】 (再掲)

- 庁内の多様な地理空間情報を共有し、適正に管理・更新を行うとともに精度の向上を図る。

(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時の被災者の生活再建が迅速かつ円滑に進むよう、住民に地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入促進を図る。

(金融機関や商工団体等との連携) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、被災中小企業の事業再建を促すため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工会などとの連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた支援制度の創設などを行うとともに、商工会と連携し相談支援体制の充実を図る。

(8-8) 風評被害等による地域経済等への影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務課・企画財政課・地域振興課】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。

- 県や他自治体及び関係者等と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。
- 商工会や町内事業所等と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々な手段を通して迅速な情報発信を行う。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとします。

<重要業績指標（KPI）一覧>

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
1 直接死を最大限防ぐ					
住宅の耐震化率	55%	R4	90%	R9	1-1
防災訓練等の実施回数	年1回	R5	年1回	R11	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5
要支援者名簿の更新	実施	R6	毎年更新	R11	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5
各公共施設等における避難訓練等の実施回数	年1回以上	R6	年2回以上	R11	1-2, 2-2
農地海岸堤防等の長寿命化	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 8-5
水門、陸閘門等の老朽化対策	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 8-5
道路網の整備	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
橋梁点検実施	実施継続	R5	実施継続	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
防災公園（一次避難所）の整備	2ヶ所	R5	3ヶ所	R11	1-3
防災マップ更新	作成完了	R5	更新	R11	1-3, 1-4
防災行政無線のデジタル化	整備完了	R5	継続運用	R11	1-4, 4-2, 4-3, 8-3
SNSフォロワー数	3,180人	R5	5,580人	R11	1-4, 4-2, 4-3, 8-3
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する					
住宅用新エネルギー等導入促進事業費補助	9件/年	R6	20件/年	R11	2-1
食料や飲料水等の提供に係る協定の締結	取組推進	R6	取組推進	R11	2-1, 5-5
道路網の整備（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
橋梁点検実施（再掲）	実施継続	R5	実施継続	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
避難所運営マニュアルの充実	策定済	R6	随時更新	R11	2-2
福祉避難所運営マニュアルの充実	策定済	R6	随時更新	R11	2-2
各公共施設等における避難訓練等の実施回数（再掲）	年1回以上	R6	年2回以上	R11	1-2, 2-2
熊本DCATとの連携整備	社会福祉協議会等と連携した取組みを継続	R6	取組体制充実	R11	2-2, 2-8
自主防災訓練の実施地区数	39地区(全地区)	R5	39地区(全地区実施の維持)	R11	2-3, 2-4, 8-6
共助体制の整備	取組推進	R6	取組推進	R11	2-3, 2-4, 8-6
氷川排水機場更新	62%	R5	100%	R12	2-3, 5-3, 8-5
若洲排水機場更新	4%	R5	100%	R10	2-3, 5-3, 8-5

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
消防団員数	531人	R5	480人	R11	2-4, 7-1, 8-6
消防団資機材・装備品の整備	整備推進	R5	整備推進	R11	2-4, 7-1, 8-6
M R 2 期予防接種率	100%	R5	100%	R11	2-7
3 必要不可欠な行政機能は確保する					
防災訓練等の実施回数（再掲）	年1回	R5	年1回	R11	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する					
道路網の整備（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
橋梁点検実施（再掲）	実施継続	R5	実施継続	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
防災行政無線のデジタル化（再掲）	整備完了	R5	継続運用	R11	1-4, 4-2, 4-3, 8-3
S N S フォロワー数（再掲）	3, 180人	R5	5, 580人	R11	1-4, 4-2, 4-3, 8-3
5 経済活動を機能不全に陥らせない					
道路網の整備（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
橋梁点検実施（再掲）	実施継続	R5	実施継続	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
氷川排水機場更新（再掲）	62%	R5	100%	R12	2-3, 5-3, 8-5
若洲排水機場更新（再掲）	4%	R5	100%	R10	2-3, 5-3, 8-5
食料や飲料水等の提供に係る協定の締結（再掲）	取組推進	R6	取組推進	R11	2-1, 5-5
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる					
道路網の整備（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
橋梁点検実施（再掲）	実施継続	R5	実施継続	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
消防団員数（再掲）	531人	R5	480人	R11	2-4, 7-1, 8-6
消防団資機材・装備品の整備（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	2-4, 7-1, 8-6
多面的機能支交付付金事業（活動組織の維持）	30地区	R5	30地区	R11	7-4
荒廃農地等利活用事業（荒廃農地面積）	118ha	R5	70ha	R11	7-4
有害鳥獣捕獲数（鹿）	253頭	R5	450頭	R7	7-4
有害鳥獣捕獲数（イノシシ）	157頭	R5	300頭	R7	7-4
有害鳥獣捕獲数（鳥類）	1, 007羽	R5	2, 600羽	R7	7-4
防災訓練等の実施回数（再掲）	年1回	R5	年1回	R11	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					
災害ボランティアの支援体制の充実（実践訓練）	年1回	R6	年1回	R11	8-2, 8-3
災害ボランティアの支援体制の充実（計画策定）	策定済	R6	随時更新	R11	8-2, 8-3
地域支え合いセンターの設置	社会福祉協議会等と連携した取組みを継続	R6	設置	災害発生時	8-3
防災行政無線のデジタル化（再掲）	整備完了	R5	継続運用	R11	1-4, 4-2, 4-3, 8-3
S N S フォロワー数（再掲）	3, 180人	R5	5, 580人	R11	1-4, 4-2, 4-3, 8-3

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
道路網の整備（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
橋梁点検実施（再掲）	実施継続	R5	実施継続	R11	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4
農地海岸堤防等の長寿命化（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 8-5
水門、陸閘門等の老朽化対策（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	1-3, 8-5
氷川排水機場更新（再掲）	62%	R5	100%	R12	2-3, 5-3, 8-5
若洲排水機場更新（再掲）	4%	R5	100%	R10	2-3, 5-3, 8-5
自主防災訓練の実施地区数（再掲）	39地区(全地区)	R5	39地区(全地区実 施の維持)	R11	2-3, 2-4, 8-6
共助体制の整備（再掲）	取組推進	R6	取組推進	R11	2-3, 2-4, 8-6
いきいきサロンの設置	100%	R6	100%	R11	8-6
いきいきサロンの充実	取組実施	R6	取組継続	R11	8-6
消防団員数（再掲）	531人	R5	480人	R11	2-4, 7-1, 8-6
消防団資機材・装備品の整備（再掲）	整備推進	R5	整備推進	R11	2-4, 7-1, 8-6

(別紙 1) 脆弱性評価結果

1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【建設下水道課】

- 本町の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、今後見込まれる日奈久断層帯を震源とする大規模地震時に、住宅倒壊による多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を継続して促進する必要がある。

(宅地の耐震化) 【建設下水道課】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(老朽空家の解体促進) 【建設下水道課】

- 大規模地震時、入居者のある住宅に隣接する空家や、避難経路等に面する老朽化した空家等の倒壊は死傷者が発生するおそれがあるため、除却を促進する必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【総務課】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実行性を高める必要がある。

(交通施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時の交通施設等の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため関係機関連携し、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

(公共建築物、学校施設の耐震化)

【総務課・企画財政課・建設下水道課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化)

【総務課・福祉課・建設下水道課・地域振興課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【地域振興課】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画財政課・地域振興課】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

1-2 不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模地震等の発生時、LPガス容器の転倒、破損等により、火災等が発生するおそれがあるため、ガス漏れ防止策等を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(交通施設の耐災性の強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時の交通施設等の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため関係機関連携し、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

(公共建築物、学校施設の火災防止)

【総務課・企画財政課・建設下水道課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の火災防止)

【総務課・福祉課・建設下水道課・地域振興課・各施設所管課】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の防火対策を進める必要がある。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画財政課・地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

1-3 津波等による死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(海岸保全施設の整備等) 【農地課】

- 台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実にを行う必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設下水道課】

- 津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(迅速な避難のための体制整備等)

【総務課・企画財政課・建設下水道課・教育委員会・その他全課】

- 津波・高潮等による建築物の損壊・浸水や避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画財政課・地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

1-4 突発的又は長期的な浸水による死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【総務課・農地課・建設下水道課】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設下水道課】 (再掲)

- 津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(避難指示等の適切な発令) 【総務課】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示等が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】

- 大雨・台風・高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達) 【総務課・企画財政課】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ確かな情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画財政課・地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(社会福祉施設等の水害対策強化) 【福祉課】

- 大雨等による水害の発生時、避難に時間を要する社会福祉施設等の利用者の被害が拡大するおそれがあることから、社会福祉施設等の水害対策のための改修等を促進する必要がある。

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(土砂災害対策の推進) 【総務課】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、土砂災害警戒区域等における土砂災害対策を進める必要がある。

(要支援者対策の推進) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動が遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【総務課・企画財政課・地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【総務課・学校教育課】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【総務課・町民課・地域振興課】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、住宅・事業所、防災拠点や避難所等となる公共施設の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(ライフライン事業者との連携促進) 【総務課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインが被災し、エネルギー供給が長期間停止するおそれがあることから、ライフライン事業者と連携して早期に復旧する必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課・地域振興課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(町における備蓄の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業・県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)

【総務課・町民課・福祉課・地域振興課】

- 大規模災害時、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、民間企業と協定等を締結するなど、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(医薬品等の確保) 【町民課】

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所の体制整備) 【総務課・福祉課・教育委員会・各施設所管部局】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(指定避難所等の確保及び周知) 【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、災害の規模や新型コロナウイルス感染症対策等により、十分な受入れができないおそれがあるため、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所を確保するとともに、福祉避難所は要配慮者専用の避難所であることを、住民へ周知する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【町民課】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（福祉避難所の円滑な運営）【福祉課】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。

（熊本DCATとの連携体制整備）【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）【総務課・福祉課】

- 大規模災害時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

（エコノミークラス症候群の予防）【町民課】

- 大規模災害時、発生直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する県等と連携した取組み）【総務課】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、県等と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【農地課・建設下水道課】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務課・福祉課・地域振興課】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(浸水等への対策推進) 【農地課】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。

2-4 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(消防施設の耐災性の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務課】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、関係機関との連携を図るとともに、災害時等の対処能力や応援・受援体制を更に強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、町内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、町外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材等の整備促進) 【総務課】

- 広域消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務課・福祉課・地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備）【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（緊急交通路の確保）【総務課】

- 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）【総務課】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）【総務課・企画財政課】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築) 【総務課】

- 大規模災害時、道路並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を構築する必要がある。

(活動に必要な燃料の供給) 【総務課】

- 大規模災害時、多数の警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(医療救護活動の体制整備(応急医療体制の整備)) 【町民課】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

(実働機関のヘリコプターの活用) 【総務課】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実働機関のヘリの効率的な運用が必要である。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（感染症の発生・まん延防止）【町民課】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【町民課】（再掲）

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

（エコノミークラス症候群の予防）【町民課】（再掲）

- 大規模災害時、発生直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

（生活用水の確保）【総務課・町民課】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

（下水道BCPの充実）【建設下水道課】

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(バリアフリー等の防災機能強化) 【総務課・福祉課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模災害時、地域の高齢者や障がい者等を含む不特定多数の避難者が良好な健康状態を維持できるよう、避難所の防災機能の強化を図る必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【町民課】 (再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(熊本DCATとの連携体制整備) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の被災者の把握体制) 【総務課・福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【町民課】 (再掲)

- 大規模災害時、発生直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務課・福祉課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時には、災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務課】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務課】

- 大規模災害時、町の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【総務課】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

3-3 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点となる施設の耐災性の強化)

【総務課・福祉課・地域振興課・教育委員会・各施設所管課】

- 大規模災害時、防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。

(防災拠点となる施設の分散化)

【総務課・福祉課・地域振興課・教育委員会・各施設所管課】

- 防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対策に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要がある。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務課】

- 大規模災害時、通信施設の被災や通信の輻輳により、町と国・県、消防・警察等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課・企画財政課】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、通信施設の被災や通信の輻輳により、町と国・県、消防・警察等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(避難指示等の適切な発令) 【総務課】 (再掲)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示等が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務課】 (再掲)

- 大雨・台風・高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務課・企画財政課】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(通信手段の機能強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、通信施設の被災や通信の輻輳により、町と国・県、消防・警察等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(金融機関や商工団体等との連携) 【地域振興課】

- 大規模災害時、事業所や店舗等の破損等による直接被害や風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【企画財政課・建設下水道課】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(エネルギー供給に向けた燃料供給体制の構築) 【総務課・地域振興課】

- 大規模災害時、道路並びに物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備)

【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本町と国道・県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-3 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【農地課】

- 地震や豪雨、高潮等により農地、農業用施設等が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設等の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

（災害時の集出荷体制の構築）【農地課・農業振興課】

- 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道等の被災により、農作物等の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。

（農業施設の耐候性等の強化）【農業振興課】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制を整備する必要がある。

（漁船の繫留施設の防災対策）【農業振興課】

- 大規模災害時、漁船繫留施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁船繫留施設の耐災性の強化を図る必要がある。

（共済・収入保険加入の促進）【農業振興課】

- 大規模自然災害時に、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響が出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本町と国道、県道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)

【総務課・町民課・福祉課・地域振興課】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、民間企業と協定等を締結するなど、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務課・地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本町と県道・国道を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

5-6 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【総務課・町民課】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【総務課・町民課】 (再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

6-1 電力等エネルギーの長期間にわたる供給停止

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務課】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者と大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（県や関係機関との燃料供給体制の構築）【総務課・地域振興課】

- 大規模災害時、道路並びに物流業者等の大規模な被災により、電力ネットワークや石油等の機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を構築する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【総務課・町民課】（再掲）

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

（生活用水の確保）【総務課・町民課】（再掲）

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（下水道施設等の耐震等）【建設下水道課】

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(下水道BCPの充実) 【建設下水道課】 (再掲)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

(し尿処理体制の整備) 【町民課・建設下水道課】

- 大規模災害時にし尿処理ができず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時にし尿処理体制を確保する必要がある。

6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【総務課・企画財政課】 (再掲)

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(施設の長寿命化、災害復旧事業の推進) 【農地課・建設下水道課】

- 大規模災害時に防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設の整備を推進する必要がある。

7-1 地震に伴う大規模火災の発生による死傷者の発生

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務課・建設下水道課】

- 大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって火災が発生し、大規模火災となる恐れがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、関係機関との連携を図るとともに、災害時等の対処能力や応援・受援体制を更に強化する必要がある。

(自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、町内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、町外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材等の整備促進) 【総務課】 (再掲)

- 広域消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【建設下水道課】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等により通行空間を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設下水道課】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(交通安全施設の耐震化等) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

7-3 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

(有害物質の流出対策等) 【総務課・町民課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(NBC災害に対応する資機材の整備) 【総務課】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、化学物質等による特殊災害(NBC災害)への対応体制を整備する必要がある。

7-4 農地・森林等の被害による町土の荒廃

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農地課】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【農業振興課】

- 鳥獣被害による農地等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【農業振興課】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(中山間地域の振興) 【農地課】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

7-5 火山噴火による地域社会への影響

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務課】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務課】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(共済・収入保険加入の促進) 【農業振興課】 (再掲)

- 大規模自然災害時に、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響が出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化) 【農業振興課】 (再掲)

- 大規模災害時の農業施設の被災により、施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制を整備する必要がある。

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築) 【町民課】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理や損壊家屋の撤去に備える必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（学校における人材の育成）【総務課・学校教育課】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

（災害ボランティアとの連携）【福祉課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれのあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

（罹災証明書の速やかな発行）【企画財政課・税務課】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（被災建築物等の迅速な把握）【建設下水道課】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

（被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備）【生涯学習課】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

（埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）【生涯学習課】

- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

8-3 被災者の生活再建が遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【企画財政課・税務課】 (再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(地理空間情報の整備) 【税務課】

- 土地情報は不明確であると、関係する土地の復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地理空間情報(地図データ、画像情報、台帳情報及び統計情報等)を整備する必要がある。

(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等) 【総務課】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、住民の地震保険加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携) 【福祉課】 (再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれのあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備) 【総務課・企画財政課・福祉課・その他全課】

- 大規模災害時に、被災者の生活面に対する不安、資力に対する不安、健康面に対する不安などから将来への希望を失うことが懸念されることから、住民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【地域振興課】 (再掲)

- 大規模災害時、事業所や店舗等の破損等による直接被害や風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【建設下水道課】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、国道、県道と結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の交通安全対策) 【総務課】

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。

(地理空間情報の整備) 【税務課】 (再掲)

- 土地情報は不明確であると、関係する土地の復元に時間を要し、大規模災害からのインフラの復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地理空間情報(地図データ、画像情報、台帳情報及び統計情報等)を整備する必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【農地課・建設下水道課】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防火・耐震対策) 【生涯学習課】

- 大規模災害時に、国指定等文化財等が被害にあうおそれがあることから、防火・耐震対策を進める必要がある。

(地域における共助の推進) 【総務課】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(地域と学校の連携) 【総務課・教育委員会】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【福祉課・地域振興課】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材等の整備促進) 【総務課】 (再掲)

- 広域消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【企画財政課・税務課】 (再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(地理空間情報の整備) 【税務課】 (再掲)

- 土地情報は不明確であると、関係する土地の復元に時間を要し、被災者の生活再建が大幅に遅れるおそれがあることから、地理空間情報(地図データ、画像情報、台帳情報及び統計情報等)を整備する必要がある。

(自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等) 【総務課】 (再掲)

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、住民の地震保険加入を促進する必要がある。

（金融機関や商工団体等との連携）【地域振興課】（再掲）

- 大規模災害時、事業所や店舗等の破損等による直接被害や風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-8 風評被害等による地域経済等への影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）【総務課・企画財政課・地域振興課】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

(別紙2)

氷川町国土強靱化地域計画

強靱化推進方針に基づく取組一覧

1 直接死を最大限防ぐ

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
戸建て木造住宅への耐震診断士の派遣	●安心して住み続けられる住まいの確保のため、耐震診断士を派遣し、戸建て木造住宅の耐震診断を実施する。また、広報誌等を使った地域や住民への周知を行う。		建設下水道課
宅地耐震化推進事業（変動予測）の実施	●大規模盛土造成地を対象とし熊本県が行った変動予測調査（1次スクリーニング）を踏まえた2次スクリーニング以降の取り組みを制度に基づき実施する。		建設下水道課
空家等対策計画に基づく空家等対策の実施	●町広報誌やホームページ、チラシ等を活用し、空家等所有者へ適正な管理の啓発を行う。 ●空家等の利活用を促進し、管理不全空家等・特定空家等発生未然防止対策を講じる。 ●国の補助事業など活用し、老朽空家等の解体促進を図る。		建設下水道課
身の回りの地震対策の推進	●節目ごとにシェイクアウト訓練等を行う。また、地区ごとの防災出前講座を開催する。		総務課
災害対応マニュアル・タイムラインの作成及び関係機関と連携した各種災害対応訓練の実施による全庁的な災害対応体制の構築	●災害発生時に取るべき手順・対応をまとめたマニュアル・タイムラインをあらかじめ作成し、その手順に沿った訓練を反復して問題点を抽出し、見直しを行うことで、より円滑な災害対応の推進と関係機関との連携強化を図る。 ●災害発生時、担当者の指示を待つことなく全職員が迅速に対応できる体制を構築する。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 7-5	総務課
災害対応の実効性確保	●防災訓練・消防訓練を継続的に実施する。 ●消防・警察勤務経験職員の受け入れ体制等を継続する。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5	総務課
警察や関係機関と連携した交通施設点検の実施	●交通施設に関する情報収集に留意し、警察や関係機関と連携した点検を行い、交通施設の安全性確認に努め、問題のある施設の早期発見・対応を進める。	1-1, 1-2	総務課
公共施設等の耐震化推進	●耐震診断士による耐震調査を実施する。 ●公共施設等の耐震化に努める。 ●公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、必要な防災・減災対策を実施する。		総務課 企画財政課 建設下水道課 教育委員会 各施設所管課
災害に強いまちづくりを進めるための公営住宅等ストック総合改善事業、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等の推進	●戸建て木造住宅の耐震、安全性等の強化を実施する。 ●危険ブロック撤去等に関する支援を実施する。 ●公営住宅等長寿命化計画に基づく事業を実施する。		建設下水道課
建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進	●建築物所有者の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、広報誌やホームページ、パンフレット等による住宅耐震化の必要性・重要性に関する周知を行う。 ●相談窓口等を設置し、建築物の所有者が耐震化に取り組みやすい環境を整備する。また、県と連携し、国や県の補助制度などに関する周知を行う。	1-1, 7-2	建設下水道課
不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の強化	●不特定多数の者が利用する施設について、照明器具など非構造部材を含めた耐震化を計画的に推進する。		総務課 福祉課 建設下水道課 地域振興課 各施設所管課
要支援者の名簿及び個別計画の充実と関係機関との要支援者情報共有	●警察・消防等と要支援者に関する情報を共有し、災害発生時の迅速的確な対応体制の構築を図る。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課
避難行動要支援者名簿の充実と災害連携協定の推進	●毎年、民生委員の協力のもと避難行動要支援者名簿の更新を行うことで、個別避難計画など最新の情報を把握する。また、関係部署と連携を図り関係機関へ名簿情報の提供や民間福祉施設との災害連携協定の推進を図る。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	福祉課
観光客等が利用する観光施設において避難訓練等の実施の推進	●災害発生時の観光施設等利用者の安全性確保のため、施設管理者において避難訓練等の実施を推進する。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	地域振興課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
外国人に対する多言語対応等による情報支援	<ul style="list-style-type: none"> ●観光施設や公共施設において適切な避難誘導を行うため、施設内に外国語による案内板等の設置するとともに、外国語版によるパンフレット等を作成、設置する。 ●外国人が多数集まる場所での防災に関するパンフレット配布や、雇用者に対する指導教養を推進するとともに、災害時に意思疎通を図るための通訳体制の確保にも配慮する。 ●災害時の在住外国人に対する支援を円滑に行うため、多言語対応のタブレット端末等の整備やホームページ等での多言語による情報発信を行う体制構築を行う。 	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 企画財政課 地域振興課
学校における避難計画の作成促進	●要配慮施設である学校の避難計画作成・避難訓練を促進するとともに、町内すべての小中学校が指定避難所として運用予定であることから、児童生徒の引き渡しと避難者の受け入れが同時に行われる訓練を実施するなどし、問題点の把握・改善に努める。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
地域と一体となった避難訓練の実施	●児童生徒の安全確保体制を強化するため、地域・保護者・関係機関と連携した避難訓練等を実施する。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
学校内情報伝達体制の整備及び災害時における児童生徒の主体的な行動力育成	●児童生徒の安全確保のため確実な情報伝達体制を整備し、地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築するとともに、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう、児童生徒の主体的行動力の育成に繋がる防災教育の充実を図る。	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	学校教育課

(1-2) 不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
LPGガスボンベの転倒防止対策や家庭におけるガス漏れ防止策の推進	●家庭における自動ガス遮断装置の設置を推進する。		総務課
災害対応マニュアル・タイムラインの作成及び関係機関と連携した各種災害対応訓練の実施による全庁的な災害対応体制の構築	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 7-5	総務課
災害対応の実効性確保	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5	総務課
警察や関係機関と連携した交通施設点検の実施	1-1参照	1-1, 1-2	総務課
公共施設等の防災・防火設備の適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等の消防機関などと連携した防災・防火設備の点検を実施し、適正な維持管理に努める。 ●公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、必要な防災・減災対策を実施する。 		総務課 企画財政課 建設下水道課 教育委員会 各施設所管課
不特定多数の者が利用する建築物の防火防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関等と連携した防災に関する講習会等の実施や設備点検を推進し、危険個所に対する改善を促すとともに、国等の財政支援や相談体制等に関する周知を行い、防災体制の向上を図る。 ●消防機関と連携した定期的な消防用設備の点検及び消防訓練の実施により、公共施設や公園等における消防用設備の点検体制及び火災時の実働体制を強化する。 		総務課 福祉課 建設下水道課 地域振興課 各施設所管課
要支援者の名簿及び個別計画の充実と関係機関との要支援者情報共有	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課
避難行動要支援者名簿の充実と災害連携協定の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	福祉課
観光客等が利用する観光施設において避難訓練等の実施の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	地域振興課
外国人に対する多言語対応等による情報支援	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 企画財政課 地域振興課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
学校における避難計画の作成促進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
地域と一体となった避難訓練の実施	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
学校内情報伝達体制の整備及び災害時における児童生徒の主体的な行動力育成	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	学校教育課

(1-3) 津波等による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害対応マニュアル・タイムラインの作成及び関係機関と連携した各種災害対応訓練の実施による全庁的な災害対応体制の構築	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 7-5	総務課
災害対応の実効性確保	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5	総務課
農地海岸長寿命化計画の策定及び海岸保全施設整備等, 水門・陸閘等の整備 (農地海岸)	<ul style="list-style-type: none"> ●津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設について、計画的に整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・八代海沿岸海岸保全基本計画に基づく海岸メンテナンス事業 ●開口部の常時閉鎖型への改善や、速やかな閉口対応を可能とする水門・陸閘等の整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・和鹿島海岸津波・高潮危機管理対策 (一式) 		農地課
道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の円滑な避難や救急救護活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・町道認定 (1級・2級・その他) 路線 	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の円滑な避難や救急救護活動等の支障とならぬよう、橋梁の計画的な補修を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁台帳登録橋梁 	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の円滑な避難や救急救護活動等の支障とならぬよう、橋梁の計画的な耐震化を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁台帳登録橋梁 	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の円滑な避難や救急救護活動等の支障とならぬよう、道路標識等の計画的な補修を実施する。 	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の円滑な避難や救急救護活動等の支障とならぬよう、歩道の新設等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・氷川中南線 ・北川反甫北鹿野線 ・今・桜ヶ丘線 ・河原鹿島西網道線 ・旧国道2号線 ・新田役場鹿野線 	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の円滑な避難や救急救護活動等の支障とならぬよう、道路の高上げ、側溝整備等、冠水対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・氷川中南線 ・北川反甫北鹿野線 ・今・桜ヶ丘線 ・河原鹿島西網道線 ・旧国道2号線 	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時の円滑な避難や救急救護活動等の支障とならぬよう、舗装構成の計画的な改善を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・町道認定 (1級・2級・その他) 路線 	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
防災公園 (一時避難所) の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●一時的に多数の者が避難できる防災公園を整備する。 		総務課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
最新の浸水想定区域に対応したハザードマップの作成	●災害の激災化に伴い、最新の浸水想定区域に準じたハザードマップを作成し、町民の経験則に基づく意識を払拭するとともに、最大浸水時を想定又は災害ごとの避難場所・避難経路の資料とする。	1-3, 1-4, 4-3	総務課
情報伝達体制の見直し, 整備	●情報伝達訓練を実施し、迅速確実な情報伝達体制を構築する。	1-3, 1-4, 4-3	総務課
災害の種類に応じた避難経路・避難先の見直し	●避難訓練を実施し、予想される災害の種類に応じた避難場所・経路の習熟を図る。	1-3, 1-4, 4-3	総務課
要配慮者利用施設の避難計画の作成促進	●浸水想定区域に在する学校等要配慮者利用施設における避難計画の策定、避難訓練の実施を促進する。		総務課
各種災害を想定した防災訓練や防災講習会の実施	●防災講習会等を開催し、防災に対する住民の意識の啓発を図る。	1-3, 1-4, 4-3	総務課
避難情報伝達訓練の実施	●防災行政無線や広報車、ホームページ、SNS等により、避難指示等の迅速な発令や住民への避難情報伝達のための訓練を実施し、情報伝達体制を充実・強化する。		企画財政課
要支援者の名簿及び個別計画の充実と関係機関との要支援者情報共有	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課
避難行動要支援者名簿の充実と災害連携協定の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	福祉課
観光客等が利用する観光施設において避難訓練等の実施の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	地域振興課
外国人に対する多言語対応等による情報支援	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 企画財政課 地域振興課
学校における避難計画の作成促進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
地域と一体となった避難訓練の実施	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
学校内情報伝達体制の整備及び災害時における児童生徒の主体的な行動力育成	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	学校教育課

(1-4) 突発的又は長期的な浸水による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害対応マニュアル・タイムラインの作成及び関係機関と連携した各種災害対応訓練の実施による全庁的な災害対応体制の構築	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 7-5	総務課
災害対応の実効性確保	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5	総務課
県管理河川の河道改修等	●風水害による浸水被害の防止に向けた河川整備を進める。	1-4, 8-5	建設下水道課
県管理河川の河道掘削	●洪水発生時等の水位上昇に備え、流下能力を確保するための河道掘削を進める。	1-4, 8-5	建設下水道課
河川施設（水門, 排水機場, 護岸等）の老朽化対策	●治水機能の強化・回復を図るため、河川施設（水門, 排水機場, 護岸等）の老朽化対策や洗堀対策に取り組む。 ・氷川（陸閘） ・八間川（水門） ・その他管理河川	1-4, 8-5	農地課 建設下水道課
洪水浸水想定区域図の作成	●洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域図を早期に作成する。		総務課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けた体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関が提供している気象・災害情報を迅速に収集して災害の危険性を分析し、Jアラート・Lアラート・緊急速報メール等多様な情報発信手段を駆使して、いち早く住民に周知する体制を構築する。 ●より危険な地域を特定して個別に避難指示等を行うことができるよう、的確な情報収集・発信体制を整備する。 ●消防団や自主防災組織との情報伝達訓練を実施し、住民へ迅速・的確な情報伝達が行われているか検証する。 ●防災講習会を開催し、防災に対する住民の意識の啓発を図る。 	1-4, 4-2, 4-3	総務課
最新の浸水想定区域に対応したハザードマップの作成	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
災害の種類に応じた避難経路・避難先の見直し	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
各種災害を想定した防災訓練や防災講習会の実施	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
情報伝達体制の見直し, 整備	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
防災講習会等の開催による予防的避難の意識高揚	●防災講習会等を開催し、安全なうちに避難する予防的避難に対する意識啓発を行う。	1-4, 4-3	総務課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたホームページ, SNSなどの活用促進	●ホームページやSNSなどの多様な情報提供手段を確保・活用し、防災情報等を迅速かつ的確に発信できる体制を整える。	1-4, 4-2, 4-3	企画財政課
要支援者の名簿及び個別計画の充実と関係機関との要支援者情報共有	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課
避難行動要支援者名簿の充実と災害連携協定の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	福祉課
観光客等が利用する観光施設において避難訓練等の実施の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	地域振興課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
外国人に対する多言語対応等による情報支援	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 企画財政課 地域振興課
学校における避難計画の作成促進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
地域と一体となった避難訓練の実施	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
学校内情報伝達体制の整備及び災害時における児童生徒の主体的な行動力育成	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	学校教育課
改修等費用補助事業の周知	福祉避難所指定を想定し、社会福祉施設等が実施する訓練に参加し、福祉の視点から改修箇所を洗い出し、補助事業活用へとつなげる。		福祉課

(1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害対応マニュアル・タイムラインの作成及び関係機関と連携した各種災害対応訓練の実施による全庁的な災害対応体制の構築	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 7-5	総務課
災害対応の実効性確保	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5	総務課
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転促進	●住民に土砂災害警戒区域等を周知するとともに、土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、県と連携して、土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。		総務課
要支援者の名簿及び個別計画の充実と関係機関との要支援者情報共有	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課
避難行動要支援者名簿の充実と災害連携協定の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	福祉課
観光客等が利用する観光施設において避難訓練等の実施の推進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	地域振興課
外国人に対する多言語対応等による情報支援	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 企画財政課 地域振興課
学校における避難計画の作成促進	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
地域と一体となった避難訓練の実施	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	総務課 学校教育課
学校内情報伝達体制の整備及び災害時における児童生徒の主体的な行動力育成	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	学校教育課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害時に電力供給が途絶した場合の電気使用を可能とするための太陽光発電設備の導入支援	●住宅用新エネルギー等導入促進事業費補助金を活用した太陽光発電設備導入支援 1件につき50,000円		町民課
町と事業者間の連携体制を確保	●電力設備の災害予防措置を図る。 ●災害対策用資機材を確保する。 ●災害時における事業者等との相互応援体制を整備する。		総務課
防災関係機関等との調整	●関係機関調整会議等を実施する。	2-1, 5-5	総務課
防災講習会・広報誌等を活用した啓発の実施	●防災講習会や広報誌等で備蓄の必要性を呼びかけ、意識高揚を図る。	2-1, 5-5	総務課
備蓄品の適正管理及びアレルギーや高齢者にも配慮した備蓄の推進	●食物アレルギーや高齢者にも配慮した食料など、提供を受ける側に配慮した備蓄品を、町内4か所に整備している備蓄倉庫にて分散管理し、常時27,000食分を確保する。		総務課
関係企業との協定締結による食料・飲料水等の供給確保	●全国チェーンの企業と供給協定を締結し、安定した供給体制を整備する。	2-1, 5-5	総務課
貯蔵・運搬・管理体制の構築	●備蓄品の賞味期限や数量、運搬手段などを含めた管理体制を構築する。		総務課
物資の調達供給体制の整備	●生命や身体を維持していくために必要な食料等を関係部署、関係機関、協定先と連携し、確保から供給まで円滑に実施する。具体的には町備えの防災備蓄倉庫に備蓄してある食料等の確認、避難所の状況並びに道路状況の確認を行い、また必要に応じ受入物資の集積拠点を氷川分署横の防災備蓄倉庫に指定し、確実な食料等の確保と供給体制を図る。 ●物資の需要把握を的確迅速に実施するため、平時から関係機関と連携し、避難所や道路状況等の情報収集体制を整える。 ●調達供給体制の効率化のため、集積物資の一元管理体制を構築する。	2-1, 5-5	総務課 町民課 福祉課
医薬品等確保体制の整備	●平時から県や関係機関を緊密な連携を図り、災害時における医薬品情報の共有体制と医薬品供給体制を整備する。	2-1, 2-6	町民課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

(2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
避難所運営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の種類に応じた適切な避難場所の選定を行うほか、避難者のプライバシーや集団生活に配慮した避難者の自主運営を基本とする避難所マニュアルを作成する。 ●避難所運営に必要なものをひとまとめにした「避難所運営キット」をあらかじめ準備し、各避難所に常備しておく。 ●最新の最大洪水想定区域や土砂災害危険区域を確認し、避難所の安全性について再確認を行う。 ●指定避難所や福祉避難所にWi-Fi等の整備を図る。 		総務課
避難所運営マニュアルの策定及び充実	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営マニュアル(町全体及び住民用)を策定し、自主防災組織等の住民組織や町、社会福祉協議会及び関係機関と研修、訓練を実施し検証する。検証結果をマニュアルに反映し、避難所指定の有無に関わらず対応できる避難所の体制を構築する。 		福祉課
学校施設における非構造部材も含めた耐震化及び各種トイレの整備	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設における非構造部材を含めた耐震化を強化し、多目的トイレ・洋式トイレの整備を推進する。 		学校教育課
指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の整備及び選定	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な規模及び構造を有する広域避難場所等の整備及び選定を促進する。 ●多様な伝達手段の整備を図る。 		総務課
福祉避難所の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●町内の高齢者施設、障害者施設と協定を締結し、災害時の受入れ体制を構築する。 		福祉課
住民の健康増進、疾病予防に努める体制・ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の保健救護活動及び健康相談等を適切に実施するため、保健・医療・福祉機関等との連携による予防啓発、保健指導及び健康支援体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ・応急措置、薬の配布、口腔ケア等の予防啓発体制 ・メンタルヘルスケア、要配慮者への健康支援体制 ・住民の健康管理、疾病予防のための保健指導体制 	2-2, 2-7, 2-8	町民課
福祉避難所運営マニュアルの実践及び充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉避難所運営マニュアルに基づき、町、社会福祉協議会及び関係機関等と連携した研修・訓練等を実施し検証する。検証結果をマニュアルに反映し、円滑な運営体制確保に繋げる。 		福祉課
災害時保健医療連携体制の整備及び関係機関との情報交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害時における災害時保健医療連携体制を整備して、保健所等と連携した受援体制を構築する。 ●平時から意見交換会を開催し、顔の見える連携体制を構築する。 	2-2, 2-8	総務課
熊本DCATとの連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●町、社会福祉協議会並びに県など関係機関と研修会、実動訓練を行う。 	2-2, 2-8	福祉課
指定避難所以外の避難者に対する対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所となりえる施設や場所の事前把握を行う。 ●地区や消防団等と連携した避難者情報の収集体制を構築し、災害時における対応力を強化する。 ●防災無線やホームページ、SNSを活用した情報発信体制を整備する。 	2-2, 2-8	総務課
被災者の把握体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●情報の提供や物資の提供を確実にできるよう、日頃から関係部署と情報共有を図る。 	2-2, 2-8	福祉課
エコノミークラス症候群に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時におけるエコノミークラス症候群の発症リスクと予防法について、県等と連携し、講習会の実施やパンフレット等による啓発を図る。 	2-2, 2-7, 2-8	町民課

(2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
輸送・搬送体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●県や関係機関と連携し、情報伝達体制を構築する。 ●防災消防ヘリの適切な利用を図るため、要請手順等の情報整理を行うとともに防災公園など発着可能場所の追加を検討する。 		総務課
備蓄品の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●孤立が解消するまで必要な備蓄品の確保に努める。 		総務課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	●大規模災害時の農産物等の出荷等の確保や災害時の迂回路とするため、農道の計画的な整備及び農道橋の点検に基づく耐震化など維持管理及び更新に取り組む。 ・城原橋の点検及び耐震強化等	2-3, 5-3	農地課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
地域防災力の強化	●防災講習会を開催し、防災意識の高揚を図る。 ●自主防災組織・消防団・区長らが連携した自発的活動を支援し、その育成を図る。 ●知識を有する防災士など地域の原動力となるリーダーの育成を図る。	2-3, 2-4	総務課
避難所運営マニュアルの策定及び活用	●避難所運営マニュアルを策定し、町や自主防災組織、消防団等と連携し避難所の設置から運営までの訓練を実施する。	2-3, 2-4	福祉課
自主防災組織への支援	●自主防災活動に対する交付金の交付による支援を実施する。	2-3, 2-4	地域振興課
農業用排水施設の計画的な更新	●浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場をはじめとする農業用排水施設の計画的な更新を実施する。 ・若洲地区土地改良事業 ・竜北地区湛水防除事業 ・砂川地区湛水防除事業	2-3, 5-3, 8-5	農地課

(2-4) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
消防施設の耐震・耐災性の強化	●消防施設の耐震・耐災性を把握し、必要な整備を行う。		総務課
広域消防本部における資機材等の整備・充実	●迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、広域消防本部における資機材等の整備・充実を図る。	2-4, 7-1	総務課
広域消防本部における研修・訓練の実施	●迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、広域消防本部において、職員の研修体制の充実と実践的な訓練を実施する。	2-4, 7-1	総務課
受援計画の策定及び部隊活動拠点の確保・整備	●応援部隊が十分な活動ができるよう、部隊拠点を確保するとともに受援計画の策定を行う。	2-4, 7-1	総務課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害対応マニュアル・タイムラインの作成及び関係機関と連携した各種災害対応訓練の実施による全庁的な災害対応体制の構築	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 7-5	総務課
消防団員確保に係る関係機関との連携・情報の共有化	●県や県消防協会と連携し、消防団活動の重要性や消防団協力事業所表示制度等の周知により、企業等に対する消防活動への理解促進を図り、団員の確保に努める。	2-4, 7-1, 8-6	総務課
消防資機材等の整備・充実	●災害時における救助活動等に迅速に対応するため、消防団等における積載車の配備や消防資機材及び装備品の整備・充実を進める。	2-4, 7-1, 8-6	総務課
消防団員の能力向上	●消防学校等で行われる実践的な訓練研修プログラムを活用し、消防団員の能力向上を図る。	2-4, 7-1, 8-6	総務課
地域防災力の強化	2-3参照	2-3, 2-4	総務課
避難所運営マニュアルの策定及び活用	2-3参照	2-3, 2-4	福祉課
自主防災組織への支援	2-3参照	2-3, 2-4	地域振興課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
八代警察署等と連携した署長権限・道路管理者権限による交通規制実施	●警察など関係機関と連携して、高速道路や国道3号など主要道路の交通情報の把握に努め、必要に応じて警察署長や道路管理者の権限による交通規制を実施するなどして、緊急交通路の確保に努める。		総務課

(2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
帰宅困難者に対する支援及び情報伝達体制の整備	●防災無線やホームページ、SNSなどを活用した情報伝達体制を整備する。 ●収容施設の事前選定を行うとともに宿泊施設との協定締結を検討する。 ●飲料水や食料等の支給・支援要領を整備する。		総務課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
県や鉄道・バス等交通事業者との情報共有体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●県や鉄道・バス等交通事業者との情報共有体制を平時から構築する。 ●防災無線やホームページ、SNSなどを活用した情報伝達体制を整備する。 	2-5, 6-4	総務課
多様な情報発信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページやSNSなどの媒体を活用した多様な情報提供手段を確保する。 	2-5, 6-4, 8-8	企画財政課

(2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害対応型給油所制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応型給油所制度の周知を図り、安定的な燃料供給を図る。 	2-6, 5-2, 6-1	総務課
石油小売会社等との供給協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ●石油小売会社等との供給協定締結による安定供給を図る。 		総務課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
初期医療体制及び広域医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模災害発災時、保健医療活動の拠点を設置。県や関係機関と協議し、医療救護所の設置。救護体制の編成や出動など初期医療に係る人的・物的な応援・連携体制の構築を図る。 ●各関係機関との連携・情報共有体制の確立を図るとともに、被災地外の病院への移送体制や災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制の整備、自衛隊、日本赤十字社等県内外の関係機関等の応援による広域的な協力連携体制の構築に努める。 		町民課
医薬品等確保体制の整備	2-1参照	2-1, 2-6	町民課
実働機関ヘリコプターの機動性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●県や関係機関と連携し、情報伝達体制を構築する。 ●県警・消防防災・自衛隊ヘリコプターの適切な利用を図るため、要請手順等の情報整理を行うとともに防災公園など発着可能場所の追加を検討する。 		総務課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

(2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
防疫対策の構築	●浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒等の防疫対策及び感染症患者に対する対応が適切かつ迅速に実施できるよう八代保健所や関係機関との連携体制を整備する。		町民課
食中毒発生の抑止	●被災者に対して安全で衛生的な食品を供給するため、八代保健所や関係機関との連携による衛生指導体制を整える。 ●県の感染症・食中毒ガイドラインを活用し、災害時における県や関係機関との情報共有及び対応・行動体制を構築する。	2-7, 2-8	町民課
住民の健康増進、疾病予防に努める体制・ネットワークの構築	2-2参照	2-2, 2-7, 2-8	町民課
エコノミッククラス症候群に関する啓発	2-2参照	2-2, 2-7, 2-8	町民課
生活用水の事前確保の啓発及び生活用水提供協定の締結	●広報誌やホームページ等への掲載、防災講習会における周知により、生活用水確保など事前の備えに対する意識啓発を図る。 ●事業所等との井戸水の提供に係る協定を締結する。	2-7, 5-6, 6-2	総務課 町民課
下水道事業継続計画（BCP）に基づく体制の確保	●大規模災害時、下水道事業の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生する恐れがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する。	2-7, 6-3	建設下水道課

(2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の整備	●避難所等の非構造部材を含めた耐震化及びバリアフリー化、多目的トイレ・洋式トイレの整備を推進する。		総務課
食中毒発生の抑止	2-7参照	2-7, 2-8	町民課
住民の健康増進、疾病予防に努める体制・ネットワークの構築	2-2参照	2-2, 2-7, 2-8	町民課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害時保健医療連携体制の整備及び関係機関との情報交換会の開催	2-2参照	2-2, 2-8	総務課
熊本DCATとの連携体制の整備	2-2参照	2-2, 2-8	福祉課
指定避難所以外の避難者に対する対応体制の整備	2-2参照	2-2, 2-8	総務課
被災者の把握体制の整備	2-2参照	2-2, 2-8	福祉課
エコノミークラス症候群に関する啓発	2-2参照	2-2, 2-7, 2-8	町民課

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
警察や関係機関と連携した交通安全施設点検の実施	●交通安全施設に関する情報収集に留意し、警察や関係機関と連携した点検を行い、交通安全施設の安全性確認に努め、問題のある施設の早期発見・対応を進める。	3-1, 7-2	総務課

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
防災拠点施設等の耐災性強化、代替施設の選定	●防災拠点施設の耐震性や耐火性の強化に配慮する。 ●災害時の停電や燃料供給遮断に耐えるよう、非常用電源や発電機・燃料等を整備・備蓄するとともに、長期間多方面で運用・供給できるよう、非常時における燃料等の供給協定を関係機関や企業等と締結する。 ●災害時に防災拠点施設等が使用不能となる場合を想定し、代替施設の選定を行う。	3-2, 3-3	総務課
防災拠点施設等の非構造部材も含めた耐震性の強化	●防災拠点施設となる公共施設や学校施設の耐震性の強化（非構造部材含む）と設備の安全対策を図る。	3-2, 3-3	総務課 福祉課 学校教育課 各施設所管課
庁内業務継続計画（BCP）の充実及び実効性の確保	●庁内業務継続計画（BCP）の内容を充実するとともに、その実効性を確保する。 ・防災拠点代替施設の選定 ・受援計画の策定 ・訓練の実施		総務課
庁内ネットワークシステム及びデータの保護、情報端末機器の確保	●庁舎の機能消失に備えて、重要なデータのバックアップに配慮する。 ●基幹系及び情報系の保守・管理業務委託業者と連携し、適正な体制を整える。		総務課
学校が避難所となる場合の運営マニュアルの作成	●全ての小中学校が指定避難所に指定されていることから、運営マニュアルの策定、避難所キットの整備を推進する。		総務課
学校における業務継続計画（BCP）の策定推進	学校と町及び地区との災害時における連絡調整体制を構築する。		学校教育課
災害時でも連絡が容易に可能な安否確認体制の構築	●グループラインの活用など、停電時でもどこにいても容易に安否確認・連絡が可能な手段による連絡網を構築し、訓練を実施する。		総務課
相互応援協定に基づく具体的な応援・受援計画の策定	●北海道大空町との災害時相互応援協定の周知を図るとともに、具体的な受援計画を策定し、徹底を図る。		総務課
災害対応の実効性確保	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5	総務課
災害初動対応訓練の実施	●災害初動訓練を実施し、職員の意識啓発と災害対応能力向上を図る。		総務課

(3-3) 防災拠点の被災による機能の大幅な低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
防災拠点施設等の耐災性強化、代替施設の選定	3-2参照	3-2, 3-3	総務課
防災拠点施設等の非構造部材も含めた耐震性の強化	3-2参照	3-2, 3-3	総務課 福祉課 学校教育課 各施設所管課
公園施設の適切な維持管理	●竜北公園や立神峡公園は指定避難所ではないが、日頃から適切な維持管理を行うとともに、管理者等と連携を図る。		地域振興課

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
非常用電源設備等の整備・確保及び関係事業者との供給協定締結	●非常用発電装置の整備を推進する。 ●九州電力と締結した発電車派遣協定に加え、建設用機械レンタル事業者との機器供給協定の締結を推進し、非常時における発電機器の整備・確保体制を確保する。	4-1, 6-1	総務課
通信確保のための電力・燃料供給に関する協定の締結	●九州電力とは協定締結済みであるが、機器レンタル会社やガソリンスタンド等と発電機や燃料供給に関する協定の締結を進め、災害発生時の協力体制の整備を図る。	4-1, 4-2, 4-3	総務課
衛星携帯電話、可搬型防災無線等の有効活用	●災害時における衛星携帯電話、可搬型防災無線等の活用体制を整備する。	4-1, 4-2, 4-3	総務課
災害に耐える通信設備の構築と災害時におけるホットラインの確保	●災害に強い通信システムの構築を図るとともに、集中が予想される役場代表電話に代わるホットライン的な電話や無線装置を確保し、防災情報の共有に活用する。	4-1, 4-2, 4-3	総務課
G I Sの導入・適切運用	●G I Sを活用して周辺自治体の被災状況の把握や、関係機関との情報共有を促進する。	4-1, 4-2, 4-3	総務課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

(4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けた体制の構築	1-4参照	1-4, 4-2, 4-3	総務課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたホームページ、SNSなどの活用促進	1-4参照	1-4, 4-2, 4-3	企画財政課
通信確保のための電力・燃料供給に関する協定の締結	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
衛星携帯電話、可搬型防災無線等の有効活用	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課
災害に耐える通信設備の構築と災害時におけるホットラインの確保	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課
G I Sの導入・適切運用	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課

(4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
最新の浸水想定区域に対応したハザードマップの作成	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
災害の種類に応じた避難経路・避難先の見直し	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
各種災害を想定した防災訓練や防災講習会の実施	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
情報伝達体制の見直し、整備	1-3参照	1-3, 1-4, 4-3	総務課
防災講習会等の開催による予防的避難の意識高揚	1-4参照	1-4, 4-3	総務課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けた体制の構築	1-4参照	1-4, 4-2, 4-3	総務課
住民への防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達に向けたホームページ、SNSなどの活用促進	1-4参照	1-4, 4-2, 4-3	企画財政課
通信確保のための電力・燃料供給に関する協定の締結	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課
衛星携帯電話、可搬型防災無線等の有効活用	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課
災害に耐える通信設備の構築と災害時におけるホットラインの確保	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課
G I Sの導入・適切運用	4-1参照	4-1, 4-2, 4-3	総務課

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
利子補給による支援	●金融機関や商工会等と連携し、商工業施設等融資金の利子補給において、中小企業を支援する。	5-1, 8-3, 8-7	地域振興課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
災害時の道路情報の把握及び発信体制整備	●道路管理者や関係機関との情報共有体制及びホームページやSNSなど多様な媒体を活用した情報発信体制を整える。		企画財政課 建設下水道課

(5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害対応型給油所制度の活用	2-6参照	2-6, 5-2, 6-1	総務課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

(5-3) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
農業用排水施設の計画的な更新	2-3参照	2-3, 5-3, 8-5	農地課
農道の整備促進及び農道橋の耐震化	2-3参照	2-3, 5-3	農地課
農産物の集出荷施設等の機能強化	●災害時の農作物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを推進、支援する。 ・町内集出荷施設及び関連する八代地域の集出荷施設		農業振興課
耐候性強化型ハウスの導入推進	●災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。	5-3, 7-5	農業振興課
既存ハウスの補強や保守管理等の対策推進	●災害時の被害軽減を図るため、十分な耐候性がなく対策が必要な既存ハウスの補強や保守管理等の対策を推進する。	5-3, 7-5	農業振興課
漁港施設の整備強化	●災害時の漁船の繫留施設の整備を促進する。		農業振興課
共済及び収入保険の加入促進	●災害が発生した場合でも、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう共済及び収入保険への加入を促進する。	5-3, 7-5	農業振興課

(5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

(5-5) 食料等の安定供給の停滞

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
物資の調達供給体制の整備	2-1参照	2-1, 5-5	総務課 町民課 福祉課
防災関係機関等との調整	2-1参照	2-1, 5-5	総務課
関係企業との協定締結による食料・飲料水等の供給確保	2-1参照	2-1, 5-5	総務課
防災講習会・広報誌等を活用した啓発の実施	2-1参照	2-1, 5-5	総務課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

(5-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
応急復旧用機材の備蓄及び応急修復業者との協力体制の確保	●速やかな供給確保のため、応急修復業者の把握と協力体制の整備に努め、予想される復旧用機材の不足に備え備蓄を進める。	5-6, 6-2	総務課
災害時の水需要を考慮した施設の更新及び維持管理	●水道事業者による水道施設の耐震化や更新・維持管理などの老朽化対策を推進する。	5-6, 6-2	町民課
応急給水体制の整備	●緊急時給水拠点を確保するとともに、応急給水訓練を実施する。	5-6, 6-2	町民課
生活用水の事前確保の啓発及び生活用水提供協定の締結	2-7参照	2-7, 5-6, 6-2	総務課 町民課

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(6-1) 電力等エネルギーの長期間にわたる供給停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
非常用電源設備等の整備・確保及び関係事業者との供給協定締結	4-1参照	4-1, 6-1	総務課
災害対応型給油所制度の活用	2-6参照	2-6, 5-2, 6-1	総務課

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
応急復旧用機材の備蓄及び応急修復業者との協力体制の確保	5-6参照	5-6, 6-2	総務課
災害時の水需要を考慮した施設の更新及び維持管理	5-6参照	5-6, 6-2	町民課
応急給水体制の整備	5-6参照	5-6, 6-2	町民課
生活水の事前確保の啓発及び生活水提供協定の締結	2-7参照	2-7, 5-6, 6-2	総務課 町民課

(6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
管路の耐震化、BCPに基づく早期復旧体制構築等の緊急対策の実施	●大規模災害時、長期にわたり污水处理機能が停止する恐れがあることから、下水道施設の耐震化等の促進と機能停止時の代替策の実施体制の構築を促進する。		建設下水道課
下水道事業継続計画（BCP）に基づく体制の確保	2-7参照	2-7, 6-3	建設下水道課
協定に基づくし尿処理体制の充実強化	●県及び協定締結団体と緊密に連携し、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水の吸引及び移送等を円滑に実施するための協議、情報提供等を行う。		町民課
し尿処理施設の更新及び維持管理	●し尿処理事業者によるし尿処理施設の耐震化や更新・維持管理などの老朽化対策を推進する。		町民課

(6-4) 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
県や鉄道・バス等交通事業者との情報共有体制の構築	2-5参照	2-5, 6-4	総務課
多様な情報発信手段の確保	2-5参照	2-5, 6-4, 8-8	企画財政課
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-	建設下水道課

(6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
農地海岸長寿命化計画の策定・変更及び海岸保全施設整備等	津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設について、計画的に整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。 ・農地海岸保全施設長寿命化計画策定及び変更 1式 ・八代海岸老朽化対策		農地課

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(7-1) 地震に伴う大規模火災の発生による死傷者の発生

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
道路網の整備	●大規模火災発生時の円滑な避難や救急救護活動等を行うため、道路の計画的な整備に取り組む。 ・町道認定（1級・2級・その他）路線		建設下水道課
家庭・事業所等における防火啓発等の推進	●住宅密集地の火災拡大防止のため、消防団等に協力を求め住宅用火災警報器の設置促進を図る。		総務課
広域消防本部における資機材等の整備・充実	2-4参照	2-4, 7-1	総務課
広域消防本部における研修・訓練の実施	2-4参照	2-4, 7-1	総務課
受援計画の策定及び部隊活動拠点の確保・整備	2-4参照	2-4, 7-1	総務課
消防団員確保に係る関係機関との連携・情報の共有化	2-4参照	2-4, 7-1, 8-6	総務課
消防資機材等の整備・充実	2-4参照	2-4, 7-1, 8-6	総務課
消防団員の能力向上	2-4参照	2-4, 7-1, 8-6	総務課

(7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
建築物耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進	1-1参照	1-1, 7-2	建設下水道課
応急危険度判定士の育成と派遣体制の確保	●被災建築物等の状況を把握するため、県が開催する応急危険度判定説明会等へ人員を派遣し、実施体制の構築を図る。	7-2, 8-2	建設下水道課
警察や関係機関と連携した交通安全施設点検の実施	3-1参照	3-1, 7-2	総務課

(7-3) 有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
有害物質流出事故を想定した対応	●関係機関と連携し、事故の被害拡大防止を速やかに実施するためのマニュアルの作成・訓練を事前に行うとともに、機材の備蓄を進める。		総務課
工場・事業場の情報整理及び事故発生を想定したマニュアルの整備	●工場、事業場への施設調査を実施する。 ●事故発生を想定したマニュアルを作成する。		町民課
NBC災害に対応する資機材の整備	●広域消防本部において、化学物質等による特殊災害（NBC災害）に対応する資機材の整備を進める。		総務課

(7-4) 農地・森林等の被害による町土の荒廃

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
多面的機能を活用した農地の保全管理	●農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防止するため、多面的機能の維持・活性化を図る。		農地課
野生鳥獣による農作物への被害対策	●鳥獣被害による農地等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、地域住民が主体となって「被害防除」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進する。 ・防護柵設置補助や捕獲補助		農業振興課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
森林の多面的機能を確保するための適切な森林整備	●森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。		農業振興課
多面的機能を活用した中山間地域の魅力発信	●農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防止するため、中山間地域の多面的機能の維持・活性化を図る。		農地課

(7-5) 火山噴火による地域社会への影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害対応マニュアル・タイムラインの作成及び関係機関と連携した各種災害対応訓練の実施による全庁的な災害対応体制の構築	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-4, 7-5	総務課
災害対応の実効性確保	1-1参照	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 3-2, 7-5	総務課
共済及び収入保険の加入促進	5-3参照	5-3, 7-5	農業振興課
耐候性強化型ハウスの導入推進	5-3参照	5-3, 7-5	農業振興課
既存ハウスの補強や保守管理等の対策推進	5-3参照	5-3, 7-5	農業振興課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(8-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
災害廃棄物処理計画に基づく体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の応援協定等について、定期的に内容の確認と見直しを行い、災害廃棄物処理計画の実効性を確保する。 ●平時から、分別の方法やごみの出し方など災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努める。 		町民課

(8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
学校における専門知識を有する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●教員等を対象とした防災講習会の開催や避難所マニュアルの周知を実施し、意識高揚と対応能力向上を図る。 ●円滑な災害対応ができるよう、研修機会の確保等により専門的知識を有する人材の育成を図る。 		総務課 学校教育課
災害ボランティアに関する連携ガイドラインの充実及び活用	●町と社会福祉協議会が大規模災害発生時に災害ボランティアセンターの設置から運営まで円滑に遂行で出来るよう策定している「連携ガイドライン」の充実を図り、訓練を実施する。	8-2, 8-3	福祉課
罹災証明書発行マニュアルの整備	●研修等により住家被害認定調査に関する知識や技術の習得に努めるとともに、大規模災害時の罹災証明書発行業務の円滑化を図るため、他自治体等の応援職員も想定した証明書発行マニュアルを作成する。	8-2, 8-3, 8-7	企画財政課
住家被害認定調査に係る研修等の実施及びマニュアル等の整備	●平時から研修等により知識や技術の習得を図るとともに、マニュアルの整備等を行う。	8-2, 8-3, 8-7	税務課
応急危険度判定士の育成と派遣体制の確保	7-2参照	7-2, 8-2	建設下水道課
被災文化財の復旧体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の被災時に迅速に対応するため、県を中心とする文化財レスキュー組織による受援体制を整備する。 ●文化財の保存修復や復旧手続に関する研修等の受講等により、専門的知識・技術を持つ人材の育成を図る。 ●文化財の被災を最小限に抑えるため、国補助金等を活用し必要な防災・減災対策を実施する。 		生涯学習課
埋蔵文化財発掘調査体制の整備	●埋蔵文化財発掘調査に関する専門的知識・技術を持つ人材の育成を図る。		生涯学習課

(8-3) 被災者の生活再建が遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
罹災証明書発行マニュアルの整備	8-2参照	8-2, 8-3, 8-7	企画財政課
住家被害認定調査に係る研修等の実施及びマニュアル等の整備	8-2参照	8-2, 8-3, 8-7	税務課
多様な地理空間情報を共有するシステムの整備	●地籍データに土地利用情報など関連する各種地理空間情報を集約し、システム上での一元管理を図る。	8-3, 8-4, 8-7	税務課
地震保険に関する広報・周知	●広報誌やホームページ、防災講習会を通じ、地震保険の有効性・必要性の周知を図る。	8-3, 8-7	総務課
災害ボランティアに関する連携ガイドラインの充実及び活用	8-2参照	8-2, 8-3	福祉課
ホームページ等を活用した被災者への情報提供手段の確保及び関係機関と連携した相談対応体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と連携した相談対応体制を構築する。 ●災害発生後、被災者に有用な情報をホームページ等様々な手段で早期に周知できる体制を整える。 		総務課

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
相談対応の周知体制整備	●災害時の相談対応等について、ホームページやSNSなど多様な情報発信手段による情報発信体制の整備に取り組む。		企画財政課
地域支え合いセンターの設置	●大規模災害時、被災者から各種相談に対応できるよう、町、県並びに社協の連携のもと「地域支え合いセンター」を設置し、相談体制の充実を図る。		福祉課
利子補給による支援	5-1参照	5-1, 8-3, 8-7	地域振興課

(8-4) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
道路網の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
橋梁の耐震化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路標識等の補修	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
歩道等の整備	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
道路の冠水対策	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
舗装の強化	1-3参照	1-3, 1-4, 2-1, 2-3, 2-4, 2-6, 4-1, 5-1, 5-2, 5-4, 5-5, 6-4, 8-4	建設下水道課
交通事故等の防止対策	●警察や関係機関との道路交通情報の共有体制を構築する。 ●講習会等の実施や啓発グッズ等の配布などにより、交通安全教育の推進及び交通安全意識の啓発を図る。		総務課
多様な地理空間情報を共有するシステムの整備	8-3参照	8-3, 8-4, 8-7	税務課

(8-5) 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復旧・復興が遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
県管理河川の河道改修等	1-4参照	1-4, 8-5	建設下水道課
県管理河川の河道掘削	1-4参照	1-4, 8-5	建設下水道課
河川施設(水門、排水機場、護岸等)の老朽化対策	1-4参照	1-4, 8-5	農地課 建設下水道課
農業用排水施設の計画的な更新	2-3参照	2-3, 5-3, 8-5	農地課

(8-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
文化財の防火・耐震対策	●建築物における防火・耐震対策を進める。 ●文化財の定期的な現地確認、定点写真等でのデータを保存管理し、防災・減災を図る。		生涯学習課
自主防犯組織の育成・支援及び防犯意識の向上対策	●防犯講話等を実施し、地域の防犯意識を高揚する。 ●地域のリーダーや既存団体に働きかけを行い、資機材を提供して活動を支援する。		総務課
避難時における学校と地域の連携協働体制の構築	●避難所として運用する学校での、住民・保護者や児童生徒参加による避難訓練（児童生徒の引き渡しと住民避難の同時進行訓練）を実施し、互いに問題点を把握し理解を深める。 ●学校と住民の立場を踏まえた避難マニュアルを策定する。		総務課
コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携強化	●児童生徒の地域における防災活動への参加により、学校と地域の連携協働体制を強化する。		学校教育課
いきいきサロンの充実	●町、社会福祉協議会連携のもと、いきいきサロンで大規模災害時における共助体制の研修や訓練活動を推進する。		福祉課
地区別計画活動実践の充実	●総合振興計画地区別計画に基づく住民同士の地区づくり活動において、地域コミュニティが維持されるよう、各種活動に対して行政区活動活性化交付金により支援する。		地域振興課
消防団員確保に係る関係機関との連携・情報の共有化	2-4参照	2-4, 7-1, 8-6	総務課
消防資機材等の整備・充実	2-4参照	2-4, 7-1, 8-6	総務課
消防団員の能力向上	2-4参照	2-4, 7-1, 8-6	総務課

(8-7) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
罹災証明書発行マニュアルの整備	8-2参照	8-2, 8-3, 8-7	企画財政課
住家被害認定調査に係る研修等の実施及びマニュアル等の整備	8-2参照	8-2, 8-3, 8-7	税務課
多様な地理空間情報を共有するシステムの整備	8-3参照	8-3, 8-4, 8-7	税務課
地震保険に関する広報・周知	8-3参照	8-3, 8-7	総務課
利子補給による支援	5-1参照	5-1, 8-3, 8-7	地域振興課

(8-8) 風評被害等による地域経済等への影響

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	再掲箇所	所管名
関係機関との連携による正確な情報収集及び発信	●関係機関と連携し、正確な情報の収集体制を整備する。 ●防災無線やホームページ、SNSなどを活用した正確な情報の発信、また誤った風評や悪質なデマ情報に対する対応方を検討する。		総務課
多様な情報発信手段の確保	2-5参照	2-5, 6-4, 8-8	企画財政課

氷川町国土強靱化地域計画

**令和2年3月策定
令和7年3月改定**

編集・発行 熊本県氷川町

〒869-4814 熊本県八代郡氷川町島地 642 番地

(問い合わせ先)

氷川町企画財政課 TEL 0965-52-5850